

1 議事日程(第2号)

(令和元年第4回久山町議会9月定例会)

令和元年9月3日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番	只松秀喜	9番	久芳正司
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
健康課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	教育課長	森裕子
町民生活課長	矢山良寛	税務課長	佐々木信一
産業振興課長	久芳義則	魅力づくり推進課長	川上克彦
福祉課長	稲永みき	財政課長	久芳浩二
都市整備課長	井上英貴		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許します。

8番只松秀喜議員発言を許します。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） おはようございます。本日は久山町の防災について、主に防災無線への変換の認知度が低いのではという点で第1番に質問いたしまして、二つ目が自主財源を使ってでも県道脇の草刈りの実施をということで、2点の質問をさせていただきます。

まず、久山町の防災についてでございますが、今年度今までの有線放送が廃止され、篠栗町の米ノ山展望台に送信局を設置し、無線化へととなります。5月に入札が行われ2億9,370万円で落札され、工事が始まっていくと思います。総務課長にお尋ねします。現在の進捗状況並びに、なぜ3億ものお金をかけて有線から無線へと変えていくのか。この一般質問は、1階のテレビでもご覧になっていますし、数日後には久山町のホームページでも閲覧ができます。そういう方にも理解できるよう説明をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 防災無線の工事でございますが、現在の進捗状況についてご報告いたします。280MHz同報無線システム整備工事の進捗状況でございますが、まず篠栗町の米ノ山に設置いたします送信局につきましては、地元の篠栗町立会いの下場所を確定いたしまして、すでに篠栗町と土地の無償での借地契約についてすでに締結完了しております。町内に建設いたします屋外拡声器につきましても地元行政区長立会いの下確定し、現在機器等の製造中でございます。機器が製造され次第順次工事着手となっておりますが、現時点では、来年3月20日の竣工を目指し工程通りに進捗している状況でございます。なお、防災ラジオの納品につきましては、1月に4,000台を予定しております。

なぜ有線から無線に変えていくかということでございますが、現在の有線は昭和46年から運用しております。そういった中で、非常にランニングコスト、修繕が多く発生いたし

まして、また、災害時にはですね、線が切れるといったことで、なる恐れもございます。それとあと部品の欠品等がありましてですね、これは早く迅速に皆様方に情報が伝わるように無線での情報発信が一番得策じゃなかろうかということで取り掛かっているような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 災害に強いまちづくりのため、本当にありがたいことだと思っております。今の説明に付随して聞いた話では聴覚障害者用にも、目で見えるラジオを準備するということ言われてますので、本当に久山町の防災が大きく変わる転機でもあると思っておりますし、今年度の目玉予算ではないでしょうか。しかし、町民の方と話していても「え、変わると。」といった具合に、広報ひさやま、議会だよりを見ても大きくは取り上げてありませんし、認知度が低いのではないのでしょうか。まだ工事も始まっておりませんし、これから町民の方に知らせていくと思っておりますので、もう今年度も半分が過ぎようとしています。ここで町長にお尋ねします。自主財源を使ってでも災害に負けない町を作っていこうとされているわけですから、もっと広報などを利用してアピールされたいと思いますし、防災伝達ツールが変わる報告と住民の方の不安や要望を聞くための、住民説明会等の予定はないのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の防災無線への切り替え、有線放送からですね、切り替えは、今総務課長が申しましたように、有線であるがために大雨や台風等によって災害が発生するような状況の中では断線する恐れもあるし、また、屋外におられる方についての周知も万全ではない。そういう状況の中から今回無線による情報伝達の方法をとるものでございます。総工費が約3億円かかりますけども、これはすべて国の起債事業、100%で行うようにしてありますので、そのうちの大部分が国の地方交付税の元利償還金助成という対象になる起債でございますので、極力自主財源が少ない形で取り組む事業ということが1点。それから、今回の防災無線はまだ福岡県で久山町が第1号なんですけども、280MHzという非常に高性能な無線を今回行います。通常は60MHzぐらいのが通常の無線関係なんですけども、そのやはり6、7倍ぐらいの、やはり高性能の無線により住民の方に確実な迅速に情報伝達ができるということで、今回そういう切り替えをやっておるところでございます。基本的にはですね、現在の有線放送のスピーカーが、今回無線のいわゆるトランジスタラジオの形になるということでございますので、住民の方にとって大きく変わるものでございませぬ。しかも現在の有線放送は音量調節ができないものが音量調節もできるし、また、通常のラジオ放送も聞くことができる。また、Jアラートあたりも直接そこに流れた

りするという内容でございます。町民の方には説明会はある程度ですね、そういう部品が整った段階で住民説明会を、来年の2月ぐらいの予定になると思いますけど、現在の有線放送から今回の防災無線に切り替わることについては議員おっしゃったようにですね、住民の方には早々に伝えたいと言ってますので、今月の区長会に、区長さんに一度そういう切り替えわるといことはお話をしておりましたけれども、住民の方に知らしていただくように、今回の区長会で説明を行いたいと思ってます。以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） ぜひとも周知の徹底というのを行っていただきたいと思っております。先月の大雨では佐賀、長崎、福岡県の一部にレベル5に匹敵する土砂災害特別警報が出されました。死者4名を出す非常に甚大な被害が出ました。この280MHzデジタル防災無線システムは長崎県の大村市の視察に行かれ参考にされたと聞いております。今回の災害を教訓に、大村市でどのように活用されたのか、今は復旧で忙しいでしょうから、復旧が落ち着いたあと、さらによい環境で使っていくためにも、その情報をわれわれにも教えていただきたいと思っておりますが、再度町長の考えをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 大村市のほうに職員を派遣しましてですね、そういういろんな事情を聞いた上でこの防災無線の切り替えを行ってますので、これについての意見は、先ほど申しましたように、いわゆる確実に情報伝達ができる手法だと思っておりますのでですね。そういうことを踏まえながら住民説明会のときにですね、住民の方にご説明をしていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 今月22日、下山田区で避難訓練が実施される予定となっております。私たちが勉強に伺わせていただこうと思っておりますが、今回はいい機会だと思います。防災無線が配備された後、下山田の避難訓練を参考にして各地区での避難訓練の実施の旗振りをしていただきたいと思ってるんですが、最後に町長の考えをお願いいたします

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当然今回防災無線が今年度3月末で終了するように予定してますので、設置が終了したらですね、そういうテストなりをですね、当然やらなければならないと思っております。そしてまた防災無線に切り替わったのちにですね、やはりこれを活用してそれぞれの地域でやはり避難訓練をしていただきたいと思っております。旗振りというよりですね、前々から言ってますように当然われわれも消防署あたりと連携取りながらですね、各行政区で避難訓練をやっていただくことに関しては、いろんな支援を行っていき

いと思っておりますけれども、今必要なのは、どこの自治体もそうおっしゃってるんですけど、町全体で防災訓練とかいうのをやるよりもまず必要なのはそれぞれの地域で、緊急に、いわゆる役場ももう間に合わないという状態で今の災害というのは起こったりしてるわけですから、それぞれの地域で今二つの地域がやっていただいておりますけれども、まずはその自分の命を守るためにどう避難行動すべきかという訓練を、ぜひですね、行政区単位でそれぞれの地区で避難所それから避難する経路とかいうのは違ってきますし、必ずしも災害の状況によっては避難所に行ったほうが安全なのか、そうでないのかという状況も踏まえますので、われわれも行政区と一体となつてですね、そういう状況を踏まえた防災訓練をですね、進めてまいりたいと思っております。これはどうしても行政区長さんのご理解とご協力がなければできないと思っておりますのでですね、基本は災害が発生したときには、われわれ行政はほとんどがそこには行けない状態になろうとは思っておりますので、まず第1次の行動をですね、してもらって避難訓練を重視してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 今言われましたようにですね、自助共助の段階では各地区で動かれるのが1番と思っております。やはり役場が出てくるというのは公助の段階になると思しますので、ぜひとも今回、下山田がされるような形をですね、ぜひ各区長と話されて各地区で推奨していただければと思っております。今後ともますます災害に強い久山町っていうの作っていただきたいと熱望して、次の質問に入ります。

自主財源を使ってでも県道脇の草刈りの実施をとということですが、この時期になりますとどうしても道路の草というのが目につきます。昨年12月議会でも質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。手つかずであるのが県道脇だろうと思えます。苦情も多く寄せられていると思えますが都市整備課長にお尋ねいたします。今年度4月から8月、町民からの苦情件数と処理件数、それと県へ上げた苦情件数と県が行ってくれた処理件数、その数字をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。今年度の4月から8月の間にですね、行政区から提出された雑草に関する苦情処理の件数でございますけれども、町の方に処理っていいですか、管理が町の方ですね、町の方に提出されました苦情要望の件数が8件、処理につきましてはその内8件すべて対応させていただいております。また福岡県に上げさせていただきました苦情要望につきましては、全体で3件、処理の内容ですけどもその内1件が今現在で未処理、そして1件が処理済み、残りの1件につきましては全体はまだ対応できてないんですけども、緊急性の高い一部分に対して草刈りを行ったとい

うふうに福岡県のほうから聞いております。以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） ありがとうございます。各区の区長からかなりの苦情が寄せられていると思いますけども、区長と話していると役場の回答では県道だから仕方がない、県の方には要請しておくといった返事です。町民の方にとっては道に色が付いているわけでもないため、町道とか県道の区別はつかず、すべてが久山町の道路なんです。福岡県へ苦情要請しているという返事ですが、福岡県も北は門司から南は八女、大牟田と広範囲に広がっているため、おいそれとは動いてはくれません。こちらで予定を立てて、腹をくくって自主財源を使ってでも管理していく必要があるのではないのでしょうか。主要幹線は交通量も多く、なかなか町で行うというのは難しいと思いますが、交通量が少ない県道については、町が管理し、主要幹線については県がしっかり管理してくれと県へお願いするわけにはいかないのでしょうか。町長の回答をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県道の管理というのは本当に頭が痛い問題だと思ってます。先程今、課長が苦情要望の件を言いましたけれども、役場の方に区長さんの方から出されたのは8件ほどですけども、実際はもうこんなもんじゃないんじゃないかなと思ってます。各行政区、それから行政区の農区の方たちのご協力があって上がってきてない部分がたくさん私はあると思ってますけれども、そういう中で、町としては基本区長さん、行政区からあがった要望を優先に処理をさせていただいてます。それから、県道については、議員おっしゃるように私もその景観上の問題からですね、まずいなといいますかね、早く刈ってほしい、県がやれんなら町でもやりたいなと思うんですけども、ただやっぱり財政の問題もあるんですけども、基本やはり範囲が広いからですね、所管するところに管理をしていただかないときりがないという状況がひとつは懸念されるところでございます。ただ県にあっても議員おっしゃるように広範囲なエリアで道路を管理をされてる中でですね、草というのはやはり生き物ですから、実際田んぼなんかの草あたりでも刈っても2週間するとまた元に戻るような、そういう繰り返し、特に今の時期はですね。非常にやっかいな作業だと思ってます。県も要望に応じて定期的にはやっただいてますけれども、やはり予算というの、限られた中でやっただいてるんだと思います。そういう中で県道について町としては、基本やはり所管する県にお願いするという考えには変わりはありませんけれども、どうしても緊急性の高い部分については町として対処も考えていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） やはり苦情の内容を見てみるとですね、道路の歩道まで草がはびっこて歩道が歩けないという苦情もかなりきているように見えます。やはり道路脇に雑草がはびこるとそこに空き缶やごみを捨てるといった不届き者が出てきます。雑草がはびこる住みにくい町久山ではなくて、田園風景が広がる住みやすい町久山に、クリーンアップ久山を揚げて何らかの手を打って、何らかの政策があると思いますから。それをいろいろ勉強しながら、まだまだ住みやすい久山にしていきたいと要望し、私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に9番久芳正司議員、発言を許します。

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私は、レスポアール久山に屋根付きの車寄せができないかが1点。それから、くばらコーポレーションへの売却地についての質問。3点目が、上久原地区の通学路について。4点目、旧上久原道の駅の計画地について。4点を質問させていただきます。

一つ目として、幼児や高齢者の送迎のため、より安全に乗り降りできる屋根付きの車寄せがあればよいと思われるが、レスポアール久山の駐車場側の玄関に屋根付きの車寄せは設置できないかをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 1点目のレスポアール久山の裏口、表は南側っていいですかね、東側のほうになるんですけれども。裏口にほとんどの方が出入りされるという状況になってます。そこに、車寄せの屋根はできないかということなんですけど。確かに雨降りとかですね、そういうときには、特に高齢者の方や障害者の方の車から乗り降りがですね、非常に雨に濡れられるというような状況があるんじゃないかなと思ってますけども、私もあるにこしたことはないと思ってます。現場の方ちょっと見てみましてですね、今の建物にあわせた車寄せの状態になってますので、あの屋根を玄関からずっと伸ばすということは、構造的に可能かどうかということと費用面の問題、それから安全性の問題等を検討する必要がありますし、あまり軽微なものだとですね、台風のときに非常に不安を伴って、また危険も生じるということになりますので、議員おっしゃるような状況は造りたい、造ることにこしたことはないと思ってますけど、一つはやはりそういう構造上の問題というのを少し検討してみたいと思います。それからもう1点は玄関の屋根をそのまま伸ばすことができないならば、車寄せの、少し加工センター側よりに、そういう屋根を付けたようなですね、形で、車の乗り降りされるときに雨をしのげるような形。そちらの方が入り口を塞ぐこともなくて、それだと割と可能性があるなと思ってますので、いずれにしてもその辺の

ところを検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 大変希望のある返答をいただきましてありがとうございます。レスポ  
アールにはいろいろのサークルや塾の開催がされておりますので、いろいろの悪条件の中  
での送迎をしっかりと考えていただきたいと重ねてお願い申し上げますとともに、おっしゃ  
るように、農産加工センター、あれから玄関までに直接つなげる方法は構造的には今の技  
術ではやっていけると思いますので、ぜひともそのようなつくりで実現していただきたい  
と思います。

次に、くばらコーポレーションの売却地についてお尋ねいたします。くばらコーポレー  
ションへの売却地は、ヴィレッジ構想だから売却されたのであり、計画の中止の申し出に  
より、ヴィレッジ構想は白紙撤回されたのであると思います。撤回と同時に土地を買い戻  
すのが原則ではないかと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 長浦地区にあります町有地を久原本家のヴィレッジ構想に供するとい  
うことで、ヴィレッジ構想については町のまちづくり構想といいますか、にも合致するとい  
うことで、この土地を処分した土地でございます。残念ながら久原本家の社内事情によ  
り、この計画は、事業は中止となりましたけれども、処分した土地については議員おっしゃ  
るように、その計画が中止になれば買い戻すのが通常の原則だと思ってます。ただ町と  
しては、あのエリアについてはあの土地そのものが土地開発公社からの引き受けた土地で  
ございまして、町としても処分をしたいというそういう土地の中での、今回の久原本家の  
事業に処分したものでございますけれども。今回、ヴィレッジ構想が断念ということで、  
本来ならすぐ買い戻してもいいんですけれども、町としてその緊急性がないという判断を  
私はしております。久原本家さんもヴィレッジ構想は中止になったけれども、ぜひ会社の  
ですね、工場なり倉庫用地、これは前々からおっしゃってたんですけど、土地を私のとこ  
ろにもほしいんだということでございますので、現在の長浦地区の埋立地については、議  
会でもいろいろお声が上がっているように、なんらかのそういう企業立地ができるような  
誘致ができるような土地開発をしてほしいという声も上がってますし、町としてもあの一  
帯約8ha～10ha現在埋め立ててますけども、この一帯について今そういう企業立地、誘致  
ができるような土地開発の計画を進めておるところでございますので、今すぐ買い戻す必  
要は私はなくてですね、そういう計画がきちっとした段階で買い戻しの必要な時に買い戻  
したいと思ってます。なぜならば、町の財政も今基金等もそんなに潤沢にあるわけではな  
いしですね、今すぐ買い戻す必要も町にとってメリットはないんじゃないか。それから、



契約の中に5年間は久原との土地に関しては町のほうに判断権限っていうのはありますから、契約の中に5年間は町の詳細を得ずに当時の計画構想以外の土地利用をしてはならないということと、他人への処分、貸出それは一切できないという縛りを設けてますので、町の土地利用計画がきちっと決まった段階で、久原本家の方と協議しながら一旦買い戻して処分するのか、あるいはそのままの形で一緒に開発を、当然今度は造成工事というのが出てきますので、そういう問題も協議する必要があると思いますけど、その辺は久原の社長と事前に協議はしておるところでございますので、今すぐ無理して町が買い戻してするそのメリットがないんじゃないかなと思ってますので、ここしばらくですね、そういう状態で置かしていただきたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久方正司君） おっしゃることはですね、よく理解できます。またこの土地を含むあの140haですか、その開発をされるということも解釈できますが、買い戻さずにですね、久山町の思い通りに計画ができるのでしょうか。やはりくばらコーポレーションにお伺いをたてて、都合では計画変更もやらなくてはいけない状態にあるのではないかということを考えて質問したところでございます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久原とは協議しますけれども、お伺いをたてるという関係ではない。いつでも町は買い戻し請求はできる状態にしておりますので、町の計画がきちっと決まれば買い戻しをして、間をできるだけ私は期間をおきたくないなという思いでございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久方正司君） 私はできるだけそれを早くやるべきではないかと考えております。くばらコーポレーションは成長過程なので大きな組織に変更されるという可能性もなきにしもあらずと思います。久山町は町長さんの一人で判断ができますけれども、会社の組織が大きくなればなるほどやはり個人、社長の意見というのは小さくなっていこうかと思しますので、できるだけ早く買い戻しして、そして新しい計画に入っていただきたいとさらにお願いしたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 計画地についてはできるだけ早く計画を進めたいと思っておりますし、法的なですね、そういう経営者が変わろうとなんしょうとですね、町が損害を被るような状況にはないと思ってます。今自体このまま持つておるから町に損害を与えるようなものではないと思っておりますが、議員がご心配されるようなことがないようですね、そんなに期間を置かなくて、この土地の開発計画を進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） ぜひそのようにお願いいたします。

それでは、3項目めの上久原地区の通学路についてお尋ねいたします。昨年的一般質問で、上久原の中道に沿って溝がありますが、その溝の危険性をもって蓋をかけてほしいという要望をいたしました。その時点ではその民家等がセットバックした時点で整備するという理解はしておりました。しかしながら、平成30年7月6日の雨では、上久原集会所前の水路および橋本組合の水路があふれ、いずれも道路と水路の区別がつかない状態でありました。大変な危険な状態であると感じておりました。また、今年の8月の20日の集中豪雨の時も同じような現象が起きとりますので、再度お考えいただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原、特に区画整理区域よりも下流といいますかですね、その地域のことだと思います。ただ上久原の区画整理、上ヶ原あたりで宅地になっていろんなやっぱり水の流れの量等が、早くなったといいますかね、そういう形がでてきておりますので、何度かやはりそういうあの古野あたりでですね、水路があふれるという状況がございましたので、現在は、上久原の水路の状況につきましてちょっと申し上げますと、上流側の古野四つ角付近で高さ90cm幅60cm、集会所前は高さが50cm幅74cm、下流の橋本では高さ60cm幅67cmでの水路になっています。以前古野前も久芳、元勘助さんのところですかね、あの辺があふれて道路に上がってたんですけども、これについては、合流、新建川から

○議長（阿部文俊君） 町長、ちょっと待ってください。

傍聴人の方はお静かに願います。

町長、どうぞ。

○町長（久芳菊司君） 新建川からですね、新建川の方に流れるように上ヶ原から、古賀の脇さいに下りてきた丁の字のところです。あの水の流れを分散するように、今は構造的にしています。それから、あの古野前の水路を直方線をくぐって、久原川に流れる形の水路の整備も行っておる状況でございますので、大体こういう大雨の時期っていいですかね、にはその切り替えをきちっとしていただければ、今おっしゃるような状況には今はなっていないと我々は判断しております。だから、今の時期の大雨などの時期には、やっぱり行政区長それから農区長さんのほうに水門の管理のほうをですね、しっかりしていただくようお願いしたいと思っておりますので、上久原だけじゃなくて、一時的にやはり時間雨量50、60を超すようなときになると一時的にやっぱり道路に水があふれる場所も町内に幾つかあると思いますが、これは、常時なっているところについてはそういう対処をしておりますの

で、今おっしゃってる部分については、恐らく、そういう管理をきちっとしていただければ、心配はないものと私は思っております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 今の説明はですね、なかなかよく研究してありました。確かに集会所の前の寸法もその程度、それから、個人の名前を出しますけれども、竹並さんや文隆さんあの前も同じ排水溝、大きさですね。それから橋本口の實さん、松尾さんのところも同じ大きさなんです。したがって今おっしゃったように、町長さんがおっしゃったように、農区の方が大雨が降るとすぐ池上の堤防に行って、閉めるということをやっていたいておりますのでね、確かに、勘助さんとこの近くにあふれるのは少なくはなったと思います。しかしながら、私がお願いしたいのは、それから、お寺から下でございます。下は500mほどありますけども、全て町長さんおっしゃったように、70cmから80cm、高さが50から60ぐらいの同じ大きさの開口口の溝なんです。そうしますと、昔は屋敷が土であったから、分散された水になっておりましたけども、今はもうほとんどのところが水の流れが排水がよいように、アスファルトとかコンクリートとか砂利とかいうことになって、常に少しの雨が降りますと集中して溝に出てくるわけです。そうすると、道に出てきたものは溝で吐ききれずに、今度逆に民家の中に入って、現在もう入っているところがございますので、早急にできるということはないけども、やはり、近々に計画というものはやってほしいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の中の水路はですね、幅が同じ格好でいってる。これはもう勾配が非常についでるんですよ。だから流れが一気に橋本さい流れているような状況だと思います。橋本の下水路というのはかなり大きな水路をしてますのでね、もう一時的に少し上がる分はこれはもう、現状ですね、早急に変えるということはやちょっと無理かなと。ただ上久原のあの水路については、今、老朽化していろいろ補修しなければならない箇所が、時々出てきますが、それはそれで対応してますけど、根本的にはやっぱり、久芳議員が心配されてるように、今のままでただ蓋するというような構造では、なってませんのでですね。やるとしたらもう全面的な改修が必要だと思いますので、それには一応上久原のそういう中道計画というのが、地区で確か5mにしてあると思いますのでね、そういうのをきちっと、地区整備計画の中で担保した状況を作っていくってですね、やっぱり、整備計画を進めていくべきだろうと思っております。整備計画をきちっとやるともうこれは法的担保になりますのでですね、それが必要かなと思っております。ただそういう計画は必要だと思いますけど、今早急ということとは、前段としてそういうことをまずはやっていただく必要が

あるかなと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 確かに町長さんの説明は理解はできます。しかしながら現在、数年前はですね、道にあふれるということはほとんどなかった。最近はもうそれが度々重なるような形になる。それでおっしゃるようになりますね、一番下の溝はもう大きなものになってますので、それに合わせる改良というものは必要だと思います。もし、このままで置いて、災害が起きた場合は、災害ではなくて人災だと思います。したがって、ぜひとも大きな排水というものを計画していただいて、おっしゃるように、計画道路ですのでセットバックをするということも必要ですけれども、溝を造った後にセットバックしても、その道の中に水路が少し入っても私は関係ないと思います。したがって、やはり計画というのはやっても3年5年かかって実施、竣工するということになりますので、できるだけ早い時点で計画をやっていただきたい。重ねてお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 中道の道路計画はそういうこと、私が先ほど言ったような状況です。

ただ、議員がおっしゃるように水路だけを早くやってほしいということであれば、今の状況では、災害が、大きな災害が起こるような状況には現状はないと判断をしております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） わかりました。この件についてはですね、お互い同じ結論が出ないということになりましようので、この件はこれにて終わります。

次の4項目めの旧上久原の道の駅計画地についてお尋ねいたします。道の駅計画は、中止された後の管理費は発生していると思いますが、どの程度発生しているのかお尋ねいたします。また、全くなければないで結構でございます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 状況について担当の財政課長から報告させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 上久原道の駅、旧道の駅計画の土地の管理状況ですけれども、平成27年3月に道の駅用地として、当該区域の土地を取得しております。平成27年度からは、稲作体験を実施しております。これには費用は発生しておりません。特に、草刈り等は実施しておりません。27年度には実施しておりませんが、28年度から当該財産管理につきましては、当時の経営企画課におきまして年2回、4月から5月、9月から10月の年2回、平成28年度には1回のみとしておりますけれども草刈りを行ってまいりました。28、29、30それから令和元年、今年度も上半期で草刈りを行ってございまして、4年間で

81万4,800円の経費を支出している状況でございます。以上です。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 金額的には大きな金額ではないので、いいかという解釈もございましょうが、やはりこの土地を利用するということを先に考える必要があろうかと思えます。したがって、とりあえずあそこの土地は埋めることが先だと思いますので、町内の土木業者から発生する良質の土砂の埋め立て場等に使い、その方、土木業者に対して、管理をやっていただくというような方法でも考えることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだあのですね、お尋ねの道の駅用地ということになってますけども、ここは用地につきましては、町が以前計画したのは町の観光交流センターの計画用地でございます。観光交流センターに合わせて、できるだけ町の持ち出しが少ないようにですね、駐車場とかそういう機能を満たすために併設して道の駅というのを建てようとしたところがございますので、道の駅計画じゃなくて、観光交流センター事業、あわせて道の駅もやったというふうにご理解いただきたいと思います。それからその計画が中止という形になって、現在取得した用地の活用についてお尋ねをされてるものと思います。今現在でも私はあそこが1番町のいろんな活性化をするには適したエリアの土地だと思っておりますが、議員がおっしゃるように早く土地活用をやるためにはまず埋立てをやらなくてはならない。ただ私もそう思ってます。そして、手っ取り早いのはやはり、公共残土の埋め立て捨て場という形でできればいいなと思ってますけれども、問題はやはり調整区域でございますので、埋め立てするにもですね、町とはいえども、勝手にそれはできないという事情がございまして、やはり埋め立てするにはやはりあそこは県道よりかなり下がってますので、土留め擁壁等が必要でございますので、きちんとした一つの開発に準じたものになりますので、跡地埋め立てて、どう、どんな計画、土地利用するのかというのがきちっと決まらないと埋め立てができない状況にございますので、私としても早く何らかの形で、まずは埋め立てをしていろんな形を、例えば農業振興にするのであれば、農家の人たちの、今、機械利用組合とかできてますけれども、非常に、その中で問題になっているのが農機具の保管する農業用倉庫の場所とかですね、あるいは乾燥機の置く場所、あるいは何かこれ今からの動きでしょうけれども、若い人たちが、都市近郊型の農業をやって何かこう作ったならそれを販売できるような、自由に販売できるような場所として活用できないかという声もありますけれども、できればそういう早く形にして、いずれはきちっとしたそういう箱物なりをですね、ような土地ということになりましようけども、まずはその、

だけどそれが我々が思うように、単純に埋め立てだけを先にすることは、土地利用法上でできないという問題を抱えていますのでやはりきちっとこれは、あの土地をどういう土地として活用するかということをやはり計画を打ち立てる必要があると思っております。これについてはやはりわれわれもそれを提案したいし、議会との協議もさせていただきたいなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） おっしゃるように、できるだけ早くですね、ああいう状態を変えていきたいというのが、町長さんも思っているし、われわれ町民もそのように強く思っております。令和の時代も迎えましたし、経済の状況も大変変わっていきつつあります。もう一度ですね、観光交流センターというものではなくて、道の駅というものを考え直すということはできないでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私としては、今でもその考えは変わりませんが、もともと観光交流センター、道の駅事業を考えたのは、これからの新しい若い人が就農できるような新しい農業といいますかね、生産から販売を考えた収益性のある農業ができないか、それを進めるために、やはり、生産者も販路がきちんとなければ、そういう意欲もないし、また保証もない中ではだめだろうということで、これも卵が先か鶏が先かという発想になるんですけども、前回はいわゆるもう鶏が先という形で、まず、そういう販路をきちっと整備することによって、そういう就農意欲を持つ人たちが、若い人たちが出てきて、そして新たに生産だけでなく加工とか販売とかに関わるものが事業が生まれることによってそれに関わる新しい仕事も増えてくる。そしてまたそれが、観光、商工にもつながってくる。そうすれば、雇用も増えるし、特に高齢者の人たちの働く場も出てくるんじゃないかという、卵よりも鶏の方を先にという形で町主導型で提案したんですけども、当時はなかなかご理解いただけなくて、これはもう町のほうにそういう段取りの悪さがあったんだろうと思いますけれども、生産者がよく理解してないとか、生産する人が道の駅とか、交流センター造っても販売する品物がそろわないのじゃないとかですね、それとあとはそのさっきも一緒だったんですけど、観光交流センターが4億、道の駅が4億ぐらいの事業費でしたけれども、8億、それをもう一緒にされて8億もかけて町の金を使う必要があるのかとかですね、そんないろんな混乱の中で中止という形に残念ながらもなりましたので、これはもう議会が決定されたことですから、私の方から再度道の駅という提案はこれはちょっと非常に出しにくいというのが正直なところです。だから、それはだめだという決定がなされたんだからできれば、議会の皆さん町民の皆さんからそういうご意見をむしろお伺いし

たいし、それともう一つは今度は町のほうから一方的じゃなくて、肝心のやはりそれを担っていただく農業者、あるいは商工者の方たちをまず育て上げて、誰がそれを担う人に、やっぱり担い手をきちっと作ってから逆の方向でやっぱりいくべきだなと私も思っていますので、そういう手法は別として今、久芳議員がおっしゃったような、やっぱり町の久山町はいわゆる都市化の魅力を出すんじゃないでなくて、久山町の自然とか農地とか山を守って環境のいいまちづくりを目指すならばやっぱり私はそういう道の駅にこだわらずそういう類いのものはやっぱり久山町には必要だと思います。それがやはり高齢者の働き場を作ったりですね、農業者の若い人たちの意欲を見出すところじゃないかなと思っていますので、私としてはそういう気持ちは常に持っていますけれども、是非議会の皆さんにもですね、そういうご意見を聞かせていただきたいなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） はい、ありがとうございます。ぜひともですね、地についた素朴な国や県の補助金で成り立つような、道の駅というようなものを再度検討をさせていただきたいし、町のほうも受けていただきたいと思います。まず、久山というのは田舎っていうのはもうこれから抜けることはできませんので、海は糸島、山は久山と言われるぐらいの町に作っていきたくて、これで私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、2番清永義弘議員、発言を許します。

清永議員。

○2番（清永義弘君） 清永です。どうぞよろしくお願ひします。今回私の一般質問につきましては、2項目質問させていただきます。1項目につきましては、今も久芳議員の方からありましたように、今年3月および6月で質問をいたしました観光交流センター事業の取得した上久原の土地活用について、2項目めは久山町の防犯カメラ設置状況について質問いたしたいと思っています。

ほとんど今久芳議員の方からの質問の中で私の質問と重複するところがあると思いますが、改めてですね、町長の方に上久原の土地活用について思いを確認したいと思いますが、私は3月および6月議会で、土地利用について町長と議論を交わしてきました。お互いの思いがですね、共通するところがあるというところで町長申され、土地活用に対する思いを感じました。今の財産管理の問題点からですね、簡単に計画ができないということもわかってきました。しかしながら、この土地をですね、このまま放置して塩漬けにするということは絶対できないというのが私の考えでございます。もともとこの土地を取得した目的がですね、一つは農業振興という目的があったと思います。計画の中止となったことによってですね、財産管理を魅力づくり推進課から現在の財政課に移行し、普通財産と

して管理することによってですね、事業計画に対する考えが大きく変わってきたと私は思っております。そこで町長にお尋ねしたいんですけども、取得した土地については、今回新たに新設された産業振興課の方に活用計画をさせてですね、具体的な案が煮詰まった段階でですね、議会とともに議論しながら、この土地活用について協議していけばと私は思っております。そこで、町長のきたんのない意見や考え方をですね、お聞きしたいと思いますので、町長の答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 引き続き観光交流センター用地の件になると思いますけれども、まず今、清永議員がおっしゃったようにですね、今度の進め方については、先ほどもちょっと言いましたけれども、基本的に私も農業振興に関わる土地活用をしたほうが良いなとは思っています。そのためには、今度はきちっとですね、今回の機構改革で産業振興というのを区分しましたので、そちらのほうで計画を作って議会のほうにこれからの農業振興どうあるべきかということをきちっと位置づけした上での計画を進めたいなと思っております。現在産業振興課長のほうが頑張ってくれてまして、ここにそういう事業を展開するには、人・農地プランというのをきちっとですね、策定しないと、いろんな国・県のそういう事業というのはですね、取り込めないだろうということでございますので、今現在各農家、農家というよりも、農家の後継者の方を対象としたそういうアンケート調査を実施しております。問題は今まではすぐ農業といえば農家という形でいろんなアンケートをやってきましたけれども、農家という名称でくくるとですね、何も農業されてなくても農家ということになりますので、今回できるだけそういう対象を絞って、本当に自分の農地についてどうかかわって考えてあるかということと、その中で自分もその農業振興にかかわっていくお考えがあるかどうかという、そういう人材をある程度えり出したい、そういう目的でアンケート調査してますので、そういう結果を踏まえてですね、人・農地プランというのを作っていくようにしております。当然これについては、県あたりともありますけれども、JAあたりとのですね、非常に協議が必要になってくるだろうと思っておりますので、進め方としてはそういう形で、農業振興という形で、計画をご提案をしたいと思っております。ただ先ほど久芳議員がおっしゃったように、時間はかかると思いますけれども、それよりも早くあの土地の活用事業がですね、するためにはそういう計画をきちっと作って、早く埋め立てをやる必要があると思っておりますし、私の個人的な発想としては、もし農業振興に使うならばよ、久芳議員がおっしゃったような、道の駅みたいなそういう販路あるいは商工観光にも供するようなものにするすれば、やっぱりあそこにそういうものを全部持ってきたらいいと思う。今現在久山町の農業の農産加工センターがレスポアールの所、隣にありま



すけれども、あのエリアが狭くなって農産加工センターも古くなってますので、そういう振興するためには農産加工センターもそちらに移して、あそこのレスポアール一帯は農村センターも全部農業から外してもう文化エリアにしたらどうかなと思ってます。農業的な機能は、そういうところに集中して加工センターとか先ほど言った農業者の人たちが必要なそういう倉庫とか、あるいは、当面は自由販売ができるようなですね、そういう農産広場みたいなどでも。ただ埋立事業に一つ必要なのは、結構金がかかるということです。前回は地方創生事業と道の駅事業という形で、道の駅事業は県の事業で100%県のやる事業でございましたし、町としては、地方創生事業というのを活用してあの事業をやるごとしてましたので、その補助金が半分以上は出るような形になってたんですけど、今回は町でやるとしたら、それを単費でやる必要が出てきます。そういう問題もやはりきちっと協議しながら進める必要があると思ってます。いずれにしても、今回は先ほどおっしゃったように進め方としては、清永議員がおっしゃったような形できちっとした下からの計画というのをですね、きちっとつくり上げて、ご提案し議会の皆さんとも協議したほうがいいのかなと考えてます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） ありがとうございます。今町長が申されますように、いわゆる組織的に作るというのはなかなか難しいと思います。そんな中で特に地元の農業者、後継者、担い手という方々がやっぱりこの農業をやっていききたいというような思いができるような場所づくりとかをしていく、考えていく必要があると思います。今町長が申されました農協の問題についてもですね、私は農協という立場では、やはり農家の方に対して農業を振興させる、農業を進めていく、同じことですけど、それは間違いなく農協には間違いなく義務があると私は思っております。ですから農協を巻き込んだ事業、それに対する農協が補助を出せるものは出してもらおう。また、町が補助を出してもらおうものは町が補助を出して。最初から例えば農業法人だとか機械利用組合とかいう話はですね、なかなか難しいと思いますので、やはりそこに自分たちで後継者の方、担い手の方々が自分たちはこれだけのことをやっていこうというところの思いができるような形づくりを町長が考えていただきたいと思っております。その中で先ほど久芳議員のほうからも出ました、町長も出ましたようにこの土地の活用に関しては大変な費用がかかるかもしれませんが、埋め立て事業から考えてやはり最終的には集出荷場だとか農産物加工場、町長が申されましたように、レスポアールの施設もあそこに持っていくというようなことをやっぱ考えながらそれは単独ではなかなかできるものではないので、産業振興課がいろいろなことを進めながらそれを提案して行ってですね、議員全員が本当にこの土地についての統一的な考え

方で進めていこうというような方向性をですね、持った協議をお互いにやっていくべきだろうと思いますので、考え方としてはやっぱり私は当初申しましたように、取得した目的の一つとしてはやはり農業振興というのがありますので、それを第1の念頭においてですね、考えていくべきだろうと思います。やっぱり農家の方がですね、関心を持たれる場所づくり、それから、後継者が農業の担い手の方の行く末に貢献できる農業政策の策定に町長として努めていただきたいと思います。この土地活用についてはやはり3月それから6月の議会でも町長と議論しながらやったときには、おおむねあそこの土地活用については今町長申されましたような状態で私も同じような考え方、町長も今でも申されたような考え方をもっておられますので、やっぱりなかなか町長の方から提案は難しいということですから、やはり産業振興課の方から進めていくというような方向づけを検討していただきたいと思いますけど、町長の考え方をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この土地については、進め方については私は全くそれで異存はないと思っておりますが、最終的なあそこの土地利用についてはどういう形に活用するのかというのは、やっぱりこれは議会と十分議論してある方向性をきちっと決める必要があると思っております。まずは農業振興に進めていく場合においても、一番必要なのはやはり今回は下から積み上げていこうということであれば、生産者の育成、それから確定ですかね。若い人たちが農業をやろうという人たちも数人おられるわけですから、そういう人たちをはじめ、今できている機械利用組合の方たちも、今度JAと協議して契約栽培ができるような農作物をやってみたいということをおっしゃってますので。例えばほうれん草とか玉ねぎとかですね、それについて作れば農協さんが出荷のほうはということですから。いずれにしてもそういうあそこの場を活用してやろうとしても生産者の組織がまず第1ということと、生産者にとってみれば販路をきちっとしなければならぬ。そういう販路とかあるいは加工、それから生産物の保管倉庫、冷蔵庫とかですね。こういう部分についてはJAさんの協力がなければならぬし、また、そういうぜひ協力をですね、求めるべきだろうと思っておりますので、また、契約栽培については、JAに限らず、町内企業、食品会社等もございますので、そういういろんなかわりを、仕組みといいますか、作っていく必要があるんじゃないかなと思っております。そういう形でぜひ進めていきたいと思っておりますので、先ほど言いましたように、まずはあの一帯の土地利用の青写真というものについて議会のほうと十分議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） ありがとうございます。やっぱり議会とですね、このことについては

やっぱり本当に久山町としてですね、農業を守るという点からもですね、やっぱり1番大事なことだろうと思います。やっぱり農家の方が生産意欲をですね、持っていくということの基礎づくりっていうのがやっぱりわれわれ議会の義務だろうし、町の義務であろうし、やっぱ一番大きなのは農協の責任ではないかなと私は思ってますので、今後やっぱりお互いに協議しながらですね、この土地活用、それと農業の育成というか、体制をとっていくというまちづくりをお互いにやっていきたいと思しますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思します。

次にですね、2番目でございますけども、久山町の防犯カメラの設置状況についてお尋ねいたします。現在久山町の公共施設と小・中学校や幼稚園、役場も含めてですね、どのくらいの防犯カメラが設置されているのか、また設置場所と台数はどうなってるのか、確認したいと思しますので、総務課長のほうの答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 防犯カメラの設置状況ということでございますが、公共施設にですね、設置済みの防犯カメラは久山浄水場に4台、ここは機械警備も行ってます。ほかにですね、久原小学校に2台、山田小学校に2台、けやきの森幼稚園に1台、ヘルスC&Cセンターに1台、公共施設は10台の設置という状況です。また、昨年度に地域に設置しました、猪野地区ですね、バス停付近に設置したカメラ1台を合わせますと、合計11台の設置状況でございます。以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） ありがとうございます。ちょっと今やっぱ聞きますとですね、かなり公共施設だけでもですね、設置しているところが少ないと私は思っております。今の久山町の現在の状況はですね、やはり交通事故も少なくですね、性犯罪や傷害事件など、ほとんどない住みよい町ではないかと思っておりますけども。これもですね、町民一人一人の方がですね、排除してよりよいまちづくりに努力されてることじゃないかなと思っておりますが、しかしながら、こういうふうな状況がですね、今の環境、社会の中ではいつ豹変するかわからないということがやっぱり懸念されます。皆さんもご存じだろうと思しますけども、以前ありました京都のアニメーションビルですかね、あそこあたりも用意周到にガソリンのドラム缶持って行って放火するというような事件もあつとりますので。あれはたまたま本人がですね、やけどしてもうすぐ捕まってですね、本人確認できたんですけど、万が一それがなかったら、やっぱり防犯カメラで顔が映ったということでやっぱ確認が、実際取れるというような形になったんじゃないかなろうかと。だから、いつ状況が変わるかわかりませんのでですね、やっぱり防犯カメラについてはやっぱり考えるべきだろうと思

ます。特に中学校付近についてはですね、ゴルフ場の横の交差点からですね、風月原の出入口までですね、については、街路灯はありますけども、防犯カメラが設置をされておられません。またですね、この道路を渡るときの安全性が保たれていないと。上山田方面からですね、中学校の方に行きますとすぐ左カーブになったところに久山会館の入り口のところに歩道がある。状況がわからない人間からするとですね、左カーブきゅっと曲がっていったら、そのままそのスピードで歩行者が渡る準備をしとっても止まりきらないというような状況もあるんじゃないかなと思っております。また、中学校の正門、それから久山会館の出入口もですね、今の状況では、もう簡単に出入りできるわけですね。そういうこととかですね、役場も同じような状況で正面玄関、それから教育委員会の建物とかですね、横の出入口もありますけど、簡単に出入りが可能だと。これは当然その公共の施設ですから、利用するのは当たり前ですからですね、入って当たり前なんですけども、やっぱり、防犯カメラを設置することによってですね、やはり何らかの行為を行おうとする人間が仮におるならばやはり犯罪防止の抑止力といいますか、になろうかと私は思っております。万が一のですね、またこれもその事件や事故が庁舎内とかですね、例えば、中学校の付近であったときにですね、やはり証拠の一つになってくるんじゃないかなろうかと思えます。庁舎内はもう当然その個人的なプライバシーの問題がありますのでですね、これはやたらに公表するというのはなかなかできるわけじゃありませんけども、やはり言いましたようにやっぱり万が一のときを考えたときには、こういうふうな施設が当然必要になってくるんじゃないかなと。今、私が説明したのは、中学校付近と役場の状況だけでありまして、先ほど、総務課長のほうが申されましたようにですね、設置場所も本当に公共施設の一部、両小学校あるといったもののですね、カメラ2台ということは、やはり肝心要なところが仮に映らないとかですね。それとか、車でも今問題になってる逆走問題だとか、アクセルの踏み間違いで暴走とかということもありますのでですね。いろんな状況を本当に最低でも公共施設、特にやっぱ、子どもさんたちの安全を守るためのですね、場所にやっぱり防犯カメラを設置しとくべきだろうと私は思いますのでですね。今後の学校等に、小学校があるということでございますので、中学校に、中学校付近にですね、設置。それから役場も最低限としてやっぱり今私が先ほど申しましたように3カ所の出入口ですね、そこにはやっぱり防犯カメラを設置して、管理しとくべきと思っておりますので、それを今後の対策として、町長の考え方を答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防犯カメラなんですけれども、今、いろいろですね、犯罪問題とか言われたんですけども、われわれとしては、住民の安全、それから子どもたちの安全を守る

立場でカメラの設置を考えるべきじゃないかなと思ってます。犯罪が起きたときに犯人を特定するとかですね、これはもう警察のほうの役割でありまして、そこまで行政がするにはちょっともう限界がある。だから、基本、子どもたちの学校施設等には、そういう形でカメラを設置する。中学校にないということですけども、ただこれはもう学校関係者のほうですね、声を聞いて検討させていただきたいと思ってます。今の段階で、学校のほうからそういう強い要請とかですね、要望の声も上がってないし。ご承知のように、久山町の場合ほどの小・中学校も本当言っていてどこからでも入れるような状況にあります。防犯からいえば、確かに好ましくないとは思いますが、果たして全部ですね、囲ってするのが、防犯のことを言うとそれは否定できないんですけども、久山町のこの今の環境を考えると、どうかなというのは私個人的には思ってますし、両小学校には指導員といますか、一般の方を雇用して草刈り、併せて子どもたちの監視もしていただいていますしですね。できるだけそういう形で、私としては今の現状でどうかなとは思ってます。あとはよく学校のほうと協議をさせていただいて。それから役場についてはもう、カメラの必要性は私はないと思ってます。夜はもう警備員を配置していますしですね。通常大人ばかりがおるところでございますので、問題は夜間だろうと思ってますので、そんなふうに私としては考えておるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） いま一つですね、町長との話の中で警察の問題が言われましたけど、これはあくまでもですね、万が一に事件事故が起こったときの証拠としては必要じゃなからうかという話をしたんですけど、私がもともとその考えてるのはですね、それをさせてはいけないというところでのやっぱり抑止力としても当然必要じゃなからうかと。中学校の通学路をですね、やっぱり見てもらえばですね、途中でやぶとかが結構あるわけですね。そういうところから特に子どもさんを狙ったような犯罪が起きる可能性もないことはない。そういう面からでも、やはり、そういうカメラがあるというだけでもですね、要するに抑止力になるんじゃなからうかということの私としての考え方です。ですから、今の現状でももうわからないことはないんですけども、それを今の久山町というのは本当にやっぱり住みよい町で町民の方がいい方ばかりでですね、冒頭言いましたように事件とか犯罪が起きるってというような町ではないんですけども、やはり、今から先人口が若干増えたりとか、いろんな環境の中で人間性が変わるといこともあります。そういう中で、やっぱり役場に窓口に来られたときに感情的にばあっと害されて、何かそれで事件が起きるとかいうこともあったときに、それを防ぐっていう一つの目的としてはですね、そういう防犯カメラも私は設置するべきじゃなからうかというような思いで提案を、町長に確認をし

たわけでございますけども。やはり、主たる場所にですね、やっぱり私はいろんな理由があるかもしれませんが、対策という一つの方法としてですね、防犯カメラは小・中学校・幼稚園もあるということでございますけど、役場も含めて、やはり、肝心要のところに、やはり設置しておくべきだろうと思いますので、今後、一つの課題としてですね、町長のほうも研究・検討をしてもらいたいと思いますけど、改めて町長のほうの意見をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 安全性の面から言ったらですね、もう清永議員おっしゃるとおりであると思います。ただこれはもう、じゃあ幾つあったら安全なのかというものがありますので、先ほど言いましたように、やっぱり身を守るのに弱いといいますかね、子どもたちのそういう施設にはきちっとそういう配置をしたいと思っています。中学校には今はないということでございますので、学校側とも協議してですね、通学路も含めて、その辺の協議は検討をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） それでは本当に防犯カメラについてはですね、関係部署とよく検討していただいてですね、できるなら早目に設置をよろしく願いしまして私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。再開は11時5分で行います。11時5分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午後11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番有田行彦議員、発言を許します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） まずは、議長にお礼申し上げます。一般質問用の参考資料を提出させていただきましたら気持ちよく引き受けていただきました。後のほうでその資料を使いながらご質問をしたいと思っております。

それで、今回の質問は3項目。学校、幼稚園、保育所行政について、換地に関する土地登記も完了した上久原土地区画整理事業について、それから都市計画マスタープランで地域まちづくり活性化ゾーンに位置づけた土地の有効利用についてをお尋ねいたします。

まず最初に、学校、幼稚園、保育行政についてお尋ねいたします。

久山中学校のランチサービス、弁当給食の希望者等の現状はいかがでしょうか。教育長、お答えをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

ご質問の久山中学校の弁当給食の希望者でございますが、8月30日より開始いたしました中学校ランチサービスについては、最初の申し込みとしまして中学生生徒の申し込みが28名、教師の申し込みが11名、計39名の利用でスタートしております。8月29日、前日に全校生徒を対象に2回目の試食会をしたところです。今年は始業式が8月28日の予定でしたが、大雨で休校となり、29日から始業をしておりますが、その日に2回目の試食をしております。

今後も学校と、それから委託業者の協力を仰ぎながら、生徒や保護者にランチサービスのよさをアピールしながら喫食率を上げていきたいというふうに考えとります。

ただ、あくまでも目的の一つが子育て支援ですので、町としては保護者の方々に弁当づくりの負担軽減、そして費用面での一部補助をしたりして、選択の機会を提供しているところでございます。保護者にはさまざまなニーズがありますので、複数の選択肢があるということはよいことではあるというふうに考えているところです。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今日までは中学校給食はランチサービスを取り入れて喫食率を上げ、説明会や試食会を行ってきておられます。また、弁当保管庫も設置しておられますが、8月1日現在全校生徒数281名の中の28名、このことについて教育長はどういうふうに考えられますか。私は少ないと思っておりますが。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 有田議員のご指摘のとおり、最初の申し込みとしては少なかったなというふうに考えとります。中学校のランチサービス導入に当たっては、中学生生徒の心身の健やかな成長というところを第一に考えながら、業者の選定や契約内容の協議を進めてきているところですが、ランチサービスを始める前に保護者から、また生徒から信頼を得られていなかったのかなというふうに思えば、とても残念な思いです。

ただ、スタートの段階では注文が少ないであろうということは予測ができておりました。ランチサービスを先行実施しているある町においては、最初の注文はやはり15%程度の注文でありましたので、ある程度は想定できていたところでした。しかし、契約の締結が若干延びたということもあって、最初の注文をとる前に2回目の試食会を予定をしてた

んですけれども、それが実施できなかったということがすごく残念で、そのことが多少の影響があったというふうに考えております。

前回の試食会では、最初の試食会では、親の反応はよかったのですが、生徒の反応がいま一步というところがありましたので、再度おいしい弁当を提供して、イメージをよくして注文をとりたいというふうに考えていたのですが、ちょっと残念でございました。

また、1回目の試食会では保護者にも大変満足いただけて、試食をした保護者の中からアンケートをとった結果、93%の保護者がランチサービスを利用するというふうに回答いただいていたのですが、その後保護者の間で中学校の弁当はおいしくないらしいとか、ひどいらしいとか、そういううわさが広がったように聞いております。ランチサービスが始まる前から悪いイメージが広まっていることをとても残念に思っているところです。このような悪いうわさがありますので、そこをできるだけ払拭して、こつこつと努力してまいりたいというふうに考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 再三言いますように、281名のうち28名ちゅうのは、これは相当の努力をされる必要があると。というのは、やっぱ工事費約3,500万円かけてね、弁当保管庫を作ってるんですね。これが無駄になったらという私は心配があります。

それと、弁当給食に評判が悪いということですが、議会議員にも試食させるとかいうふうな考え方は持ってないですか。試食していただくとかいう。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 議会の議員の皆さまにも、ぜひにご試食いただきたいというふうに考えておりますし、昨年でしたでしょうか、試食をいただいていると、委員会での先生方に試食をいただいていると思いますし、またご案内したことも過去にあったと思います。ご要望があれば、また機会を作りたいというふうに考えます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今教育長の言葉でですね、ご要望があればとか言うのはどうかなという気がしますよ。逆にね、議員の皆さんも食べていただいて、弁当給食はまずくないですよと宣伝してくださいよというぐらいなからんと、この3,500万円取り戻さんですよ。

そこで、町長に次にお尋ねします。

保護者を初め町民の方の完全給食への願いを込めた署名活動がこの結果では、請願の訴えを改めて考え直すべきです。私は請願の紹介議員として完全給食を目指すべきと考えてきましたが、保護者が給食を急ぐとのことであり、その結果が弁当給食をとということだったろうと思いますが、本当にこの結果では残念であります。完全給食への取り組みについ



て、今後の町長のお考えはどうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今ですね、ご父兄の方たちの要望によって、ランチ、弁当給食という形の事業をスタートしようとしているところでございますので、今の段階でもう完全給食についてどうこうという、しゃべる時期ではないと思っています。先ほど教育長が言いましたように、まずはしっかり弁当給食をスタートさせて、始まる前にいろんなそのうわさを流したり、何かそういう事態が起きてますので、きっちりスタートしてしっかり子どもたちの弁当の中での評判をきちっと取り返して進めるべきだろうと思っています。今の段階で完全給食についてというのを発言するのは、ちょっと不謹慎かなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 以前は完全給食ということになれば費用がかかるというような話を耳にしておりましたが、今はいろんな給食のやり方もあろうと思います。外部委託とかデリバリー方式とかですね、もう既に糟屋地区、古賀、志免、粕屋、篠栗あたりは外部委託をされているようでございます。

私自身も久原小学校4年のときに給食が始まりました。みんな同じものを食べていると思うと、なぜかうれしかった記憶があります。学校給食は希望者だけが食べるものではなく、みんな同じものを食べるところに意義があると考えます。弁当給食が完全に悪いとは言いませんけれどもですね、やはりみんな同じものを食べるんだという、そういう気持ちを子どもたちに植えつけるということも必要ではなかろうかと思います。そこで、やはりどこかで早くだめなら見切りをつけて考え直すべきだと思います。この給食については、そういうことで考えていただきたいと思います。

次に、イコバスの関係で、町外に通学している義務教育の対象児である中学生、小学生のイコバス通学利用者の定期券は有料か無料か、この点についてお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃっている小学生、中学生については、無料の対象にはしておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 同じ町民なんですね。ただ、今世の中では小中一貫校とかそういうふうなところがありますので、どういう学校にやろうというのは子どもの選択肢、自由な選択、あるいは親の自由な選択。しかし、子どもは義務教育児です。間違いなく国が定めた義務教育児です。それに不公平があるというのはどうだろうかという気がいたしますが、その点どうなんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○3番（有田行彦君） 基本的に町内の小・中学生も対象にはしてないんですが、特に今おっしゃっている町外への小・中学生に対する支援については、する必要性は私はないと思っています。そのために町のほうできちっと小・中学校を設置しているわけですから、あとは町外に行かれるのはその保護者の教育上の考え方だからですね、そこまで行政が見る必要はないと私は考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、中学校と高校生とを比較をするということはちょっと難しいかもわかりませんが、高校生は無料ということですね。それで、中学生は無料じゃないと。ここら辺に非常に矛盾を感じるんですね。その点はどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町に高校がないからですよ。町に高校は持っていませんので、小・中学校の義務教育についてはきちっと町で子どもたちが誰でも行けるように設置しているわけですから。それをあえて町外の小・中学校に通わせるのは、これはもう保護者の方の教育方針だと思いますので、そういう考えでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それはちょっと、行政を携わる町長の、町民を見守るという立場からするとですね、何か冷たいような感じがいたしますね。あなたが勝手に町外の中学校に行っているから知りませんよというように聞こえますね。ただ、高校がありませんから、よその高校に行っていらっしゃるから高校は無料だというような話でしょう。そういう意味からするとですね、例えば今イコバスの利用率が一番のバス停は篠栗北のバス停が4番目に多いと。そこは篠栗町民の高校生はやはり有料なんですね。私としては篠栗の高校生も無料にしてやったらどうかと思います、その点はどうでしょう、それじゃあ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 他町の人たちへのそれはできないでしょう、行政として。補助対策とかですね、それは行政としてはできないと私は思っていますし、町内の小・中学生を今回は対象としておりません。あくまでも町外に現在通学している高校生に対して、西鉄バスが町内まで来れなくなったから不利益を被らないようにそういう対処をしてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、中学生が現にそういう中学生もいるんだということを考えられた上で再考していただきたいと思います。

そこで、篠栗の町民の高校生はという話でしたけれども、エコバスが篠栗に乗り入れることができたのは、やはり篠栗側の理解もあったろうとは思いますが、それで、やはり篠栗町民に対してでも、利用していただいているそういう高校生に対してでも、そういうことはサービスという意味でする必要があるんじゃないかと思いますが、その点どうですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 他町の住民に対して町民の税金を免除するということはできないと私は思っています。そして、篠栗町さんにそういうご協力をいただいておりますけれども、だからこそ篠栗町民の方にもそのエコバスを利用していただくという形をとっているわけですから、篠栗町の人たちにとってもメリットは与えてることにはなっていると思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） この点については、まだまだ矛盾点が多いようでございますので、また後ほど質問させていただきたいと思っております。

次に、公設民営の久山保育園杜の郷の待機児童対策についてどう考えるかということでご質問いたします。

上山田、上久原、猪野地区などの宅地造成により、子どもたちが増え、久山保育園杜の郷の0～3歳児の待機児童は8月10日現在約30名、これからも草場地区の宅地造成により児童が増える。また、10月から幼稚園、保育園が無償化になる。現在保育園としての施設を持ってある民設民営、私立、宗教法人などの無認可保育園を認可保育園としての施設にすることや認定こども園について考えたらどうか。また、久山保育園杜の郷は公設の建物。増築すべきと思うが、間違いなく今後児童が増える。考えたらどうかと思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議会冒頭にも申しましたように、確かにですね議員おっしゃっているように、久山町は今9,000人台を超えまして人口が増え、小さい子どもさんたちが増えている現状でございます。

そこで、現在29名の待機児童という形になってはいますが、そのほとんどが28名が0歳から2歳のお子さんたちの分が待機という状況になっておるのは確かでございますので、今の現状ではやはり少しその辺の対策をする必要があるなと考えてます。

それで1つは、認可保育所の受け入れの数をどうするかということでございますけれども、今現在町内にある無認可の保育所について、認可保育所の認定を受けるお考えがある

かというアンケート調査を実施したところでございます。3カ所がその認可を受けたいということでございますので、ただ認可を町がするにはいろんな要件を整えていただくかなくてはなりませんので、その辺のところをこれから具体的に相手方とですね、そういう施設整備、あるいは人員体制がきちっとできるかというところを審査して認可施設を増やすということも考えていきたいと思っています。

それからもう1点、有田議員がおっしゃった町設の、町立といいますか杜の郷、これについての増設ももう一つの考えだろうと思っていますし、これについてはそういう方策を今後検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） その町長のお答えを聞いて、ある意味ではほっとしました。というのは、やはり杜の郷を増築するとか言うたら費用がかかる、そうかと言って一方では民設民営でやっていらっしゃるところにはまだ余裕があるということも聞きます。

そこで、今回秋から始まる無償化についても、無認可保育園は一つ一つ町、自治体のご意見を重要視せないかんと、ちょっと窮屈な感じのところがあると思います。これは保護者もそうだろうと思います。私のとこの子どもはというような、無償の対象になりましようかとかいうふうなことを窓口に来て確認せないかんと。これが無認可の子どもたちのあれだろうとは思っていますので、ぜひひとつ、できるだけ認可保育所を増やしていただきたい。これは確実に子どもたちが増えてくると思っておりますので、ひとつ積極的な町長の取り組みをお願いします。

次に、小・中学校通学路のブロック塀の安全性は点検されたかという質問です。

昨年6月、大阪北部地震でブロック塀が倒壊し女子児童が死亡。建築基準法施行令は、ブロック塀の高さは2.2m以下とし、高さによっては補強壁を設置することを定めているが、小・中学校通学路のブロック塀の安全性は点検されましたか。教育長、ちょっとお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

熊本地震や大阪北部地震でのブロック塀倒壊による痛ましい事故が起こったことをきっかけとして、昨年9月校区安全対策の一環としまして、小・中学校の関係者等で通学路沿いのブロック塀を確認しております。ブロック塀の中でも、180cm以上の高いブロック塀や高い城壁を中心に、もし地震が起こったら危険かどうかという観点でチェックしております。老朽化等により危険と思われたところを校区安全対策委員会の中で報告し、情報を共有しているところでです。

また、福岡県建築都市部建築指導課の指導のもとに、町内の小・中学校のスクールゾーン内、校門から半径500m以内のスクールゾーンですが、通学路に面して設置されたブロック塀の点検を行ってあります。そこで安全性に問題がある個所については、防災の観点から、県と町とで、町は総務課が対応していただいておりますが、対象となる世帯との面接を行ったりして、少しずつ改善をされているということでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） これは民間の持ち物でもありましょうし、なかなか介入できないところもあるとは思いますが、事故があっちゃ困りますんでですね、ひとつ気長くやっていただきたいと思えます。

次に、換地に関する土地登記も完了した上久原土地区画整理事業についてお尋ねいたします。

昭和63年度から始まり、平成26年度までの施行期間中、事業認可から平成16年までは事務局員は町役場職員が兼務、組合業務の執行管理や予算管理を行っていた。事業認可から平成25年までの補助期間を経て、今回も事業計画変更で期間延期になったが、いつの時点で事業終了になるのか。既に、換地に関する土地登記も完了している。事業の現状と延期になった理由をお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原土地区画整理事業の事業が延期になった理由ということでございますけれども、これまでは平成31年3月31日までとされていた事業期間が、平成33年3月31日まで、新元号でいうと令和3年3月31日までの2年間延伸されております。

延伸の理由としましては、未施工個所の工事等を実施するためとされており、現状はその完了に向けて事業を進められているというふうに伺っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） この事業について私が一番心配しているのは、町がいつまでかわらないかのかなというような観点からです。

そこで、整理事業の未工事、今おっしゃった未施行工事費用については、平成元年の事業認可当時、町と組合とで取り交わした協定書は有効か無効か。それによる整理事業に対する責任は、この事業が終わりに近づいている状況の中で、今回の事業計画変更延期については、町が内容のチェック、進達して県に提出している。そのことでの、町は県に対する責任はあるか。どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっとよく理解しにくかったですけど、区画整理事業は組合施行

の区画整理事業でございまして、直接の管理監督者は福岡県になります。町に上がった分を町が進達をするという形で進めている事業でございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっと私の質問の個所が多かったと思いますけれども、平成元年の事業認可当時、町と組合が協定書を交わしてあるということです。それが現在も有効か無効かということ。それについて。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 協定は、事業が続いている限り有効だと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） じゃあ、ちょっとそここのところは確認したいんですが、有効であるということですね、現在でも。

（町長久芳菊司君「協定があればですね」と呼ぶ）

はい、わかりました。

次に、今後町の支援についてはどう考えるかでお尋ねします。

事業当初、総事業費約17億3,100万円のうち、町は負担金約4億円、平成26年度までに助成金2,930万円、土地区画整理事業に支出している。また、上下水道、道路の整備等もしてる。まだ町の支援は必要か。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の支援はまだ必要かというのは、今現在組合は事業計画に基づいて事業完了を目指してありますので、まだ支援がどうかというのは私のほうには上がっていませんのでですね。

ただ、この事業というのは、町が地元で、新しい集落地域整備法が久山町をモデル、特に上久原地域も含めたところでのモデルとなる法律の施行になって、それに基づいて田園居住区整備事業という形の中での土地区画整理事業ができたわけですから。市街化調整区域でございまして、これは町施行はできない。あくまでも組合施行でしか区画整理ができないということで、上久原に土地区画整理組合を設立していただいて、組合で事業を進められておる事業でございますので、町がこれに対して支援できるのは、限られた状況の中ではございますけれども、当初のスタートのときにこういう減歩をきちっとしていただいた中で、ぜひ事業をやっていただきたいということを当時は町は言っていると思いますので、町としてもまちづくりの一環としてでございますので、この完成までについては町としての支援責任というのはやっぱり遂行していくべきだろうと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今町長が答えられました内容をちょっとまとめてみますと、現在は支援は何も言うてきてはないと、しかし完成するまでは支援が必要じゃないかと、こういうことでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃっている支援というのはお金のことを言っておられるのかどうかわかりませんが、支援にはいろんな支援という形がある。だから、われわれはきちっと完了することについて、人的支援、それから組合からのご相談等について指導をしていく義務があると思っていますし、今のところはいろんな、先ほど言った未施工個所の問題が出てきていますので、ただ未施工個所がどこまでが未施工個所かというのをまだ組合も把握されていませんので、その辺をきちっと今出すという作業をされておるやに聞いています。それがきちっとした段階でどういう形で完了に持っていくかということだろうと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も組合の内部までタッチしようという気はさらさらありません。ただ、この事業が町にどういうふうな影響を与えるかということが、私も非常に心配しるところでございます。

そういう意味からして、先ほどおっしゃった支援にもお金とかもありましょう。あるいは、人材とかそういう人員派遣とかもありましょうけれども、そこでちょっとお尋ねします。

保留地の処分金を主な事業の財源とした組合事業が始まった当初の平成元年当時と比べ、地価の下落により事業収支に大きな影響を受けたと考える中で、組合事務局の不正のうわさがあるが、町は不正に関して周知しているか。もし、そういった状況の中での支援のためのお金、補助金の支出は適正とは言えない場合、住民訴訟の対象となる可能性がある。

また、以前整理事業内の町有地に組合の方が売り地の看板を立てられていた。今回はその土地の一部が売られた。その売却金が945万円は間違いなく町に入っているか。また、以前のような間違いがあったらいけないので、土地の登記もできているし、財産を管理する上でも町有地に看板を立てたらどうかと思いますが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） できたら一つ一つお尋ねしていただきたいんですけどね。今の区画整理事業の中でのいろんな設計換地を中心として、事務局としてコンサルティングの会社が

いますけれども、その中の久山担当職員と、会社の中でのそういう不祥事があったとは報告受けてます。それはもう会社内の問題であって、それに関して町がそれを、あるいは組合がそれを補うということは、これはもうあり得ないと思います。それはあくまでもその会社の問題として処理すべき問題であるし、その辺は組合と都市企画センターとの間できちっと解決するべき問題だろうと思っています。町はそれについて関与するものではないと思います。

それから、土地の町有地についてはきちっと処分したところについては当然ながら町のほうに入っておりますしですね。今も、現在も、つい先日も土地の処分を公募をして売却処分したところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実はですね、お金のことでということで、町長、支援の仕方という話をされました。一方、私はその補助金の出し方、それは心配せんでいいということであれば私もほっとしますが、適正でない補助金を出すと住民訴訟とかそういうふうに結びつく。そうすると、われわれ議会議員も町からお金を出すことについてはチェックをしとかなくちゃいけないという立場だろうと思ってお尋ねいたしました。

そこでもう一つは、今度謄本ができましたね、土地の登記の謄本が。ほんで、今度は町有地の財産管理をするという意味もあって、以前のような間違いがあったらいけないから、町有地についてはすぐ一目でわかるように看板なりを立てたらどうかという提案をしておりますが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 補助金の問題ですけど、事業についての町の何らかの補助金、町が助成する必要があるということになったときは、当然議会で相談して議会で議決を得ないとそれは出すことはできないと思います。ただ、今の時点でそういう町が金銭的な補助金を出す出さんの問題は私も伺っていませんのでですね、それは当然私が勝手に出せるわけでもないし、予算を上げて議会にお願いするという形だろうと思っています。先ほど議員おっしゃったように、当然それしか方法がないわけですからですね、そういう事業を進めていく上には。

それから、町有地の看板については、これは上げることはやぶさかではないと思いますし、どのぐらいのあれを立てるかとかはわかりませんが、ただ売却処分地は、もうそうは余り残っていないと思っていますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 北海道夕張市の例では、財政破綻した夕張市の市長は辞職、その後の



市長選挙で当時の市議会議長が出馬したところ、市民からあなたも同罪ではないかとのやじを飛ばされ、その結果落選。久山町議会も支援のためなどのチェック機能が果たされないと町民から議会の姿勢が問われる、先ほどから言いますように。それで、支援をするという町長の考え方、いわゆる金銭的に支援をしなくちゃならないということにでもなれば、やはり私は組合の再減歩や負荷金などの事業努力の結果次第で、町は支援策を考えられるかもしれないと思っております。しかし、それでもなおかつそういう支援をしようと思えば、助成規定とかを定めておこななくちゃいけないですが、現在そのようなのがあるのか。あるいは、また今後事業の推移によっては、土地区画整理法128条の規定に基づき町が事業を引き継ぐことは考えられているか。この点、お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の有田議員がおっしゃったとおりですね、組合が努力して、何かやんごとなき新しい理由が発生しての問題については町がどうするかという議論は出てくると思いますけれども、基本はずっとそういう事業計画というのはきちっと作ってきたわけですから、その計画に基づいて組合で完了をさせていただきたいと思っております。

それから、万が一それになったときの規約ですか、要綱とか、それは今は何もございません。

（3番有田行彦君「ちょっと128条の土地、町が引き継ぐ」と呼ぶ）

先ほども言いましたように、町が施行者になることはできません。組合施行しかできない事業でございますので。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ある意味では、私も町長の答えを聞いてほっとしました。町ができないということであるから。

しかし、土地区画整理法128条の規定では、町が事業を引き継ぐことができるということですよ。それは、余りにも私も考え過ぎかも知れません。町長が今何も今せんって言いように、何ばそげんことまで言わっしゃるとですかということだと思っておりますので、これで安心しました。

（町長久芳菊司君「ちょっといいですか。今の件で」と呼ぶ）

はい、どうぞ。

○町長（久芳菊司君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今言われた条項の分については、例えばもう組合も換地が終わって組

合も解散するときに現場ができてない、例えばどうしてもそこにその宅地に道路がかかったときに工事を認めてもらえない方については、強制施行という手法もありますけれども、逆にその地権者に対して出す土地代のお金を法務局に供託して、組合はですよ、で事業を完了させる、組合も完了させたいときに、町のほうにあとの事業を引き受けてくれないかと。いわゆる町道については、町が将来そこを施行するという形で引き継ぐ、そういう意味でございますので、組合全体の事業を町が引き継ぐということではございません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

（「直接施行。直接施行。」と呼ぶ者あり）

（町長久芳菊司君「強制施行」と呼ぶ）

（「直接です」と呼ぶ者あり）

町長、もう一度どうぞ。

○町長（久芳菊司君） 町の強制施行じゃなくて組合の直接施行でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 再三答弁をお聞きしよりまして、私も余りにも考え過ぎてるような気がいたしますが、あくまでも町のほうに影響がないようにというのが私の考えでございますから、そういう上での質問をしております。

事業認可から平成16年まで事務局員は役場職員が兼務し、事業資金としては国庫補助金や県助成金、町助成金、保留地処分金などで事業資金に充て、現在保留地はすべて処分しておる。現在、町の懸案事項も含めた未工事個所がある。また、換地に関する登記も完了している状況の中、今後町は土地区画整理事業とどのようにかかわっていこうと考えられているか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の段階です、まだ組合のほうも先ほど言った事業期間延長にかかわっている問題が、未施工個所がまだ残ってるんだということでございますので、その未施工個所というのが、久山町のこの上久原区画整理組合の施行水準というのがあると思うんですね。きちっと擁壁までしてやる、完了させる区画整理と、ある程度もう土羽で終わらせるとかですね、そういう部分の未施工とか、あるいはやっておかなければならない部分がまだ全くしてないとかですね。そういう基準の問題で一つは線を引かないかないということと、実際に本当に当初の計画どおりの中での未施工部分がどれくらいあるのかという、その取りまとめを今やっておられるということでございますので、町がどうかかわっていくかって言われても、その状況を受けながら指導をしていくという立場でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今未施工事の個所ということでしたが、町の未施工事個所とかは何カ所ぐらいあると把握されていますか、町の。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと担当課長にその状況を報告させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

ただいま議員さんのほうからご質問いただきました上久原区画整理事業の未施工個所で、特に町の未施工個所というご質問がございました。先ほど町長のほうもお答えさせていただきましたとおり、現時点では未施工個所といますか、問題点っていいですか、気になる個所等についての組合のほうからの調査がございましたので、それについて町のほうからも問題点っていいですか、今後こちらはどうなるのかというようなところで上げさせていただきます。

ですから、今後組合の中で、当然町のほうも地権者っていいですか組合員という立場もございますので、そういった立場の中で、組合の中で公平に判断いただいて、そのあたりの未施工個所であるとか、今後どういうふうな対策をとるかというようにご検討いただいて、こちらのほうにお伝えいただけるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は町の未施工事個所は何カ所あるかということをお聞きしたんですね。例えば、安楽寺の前の土地、ブロック塀やら庭木があるままの、あそこは町有地になってると。あのままにしとったら交通事故になる可能性がある。だから、ああいうところを含めて、あるいはあの事業内の町道として認定してるけれども、アスファルトが崩れてまだ補修もしてない、もしこれ事故でも起きたら、あれは町道として認定してるんですから、ああいうところはもう組合が後ほど後ほどという形になるより、町でやはりもうすべきであろうというふうな意味でお尋ねしたわけですよ。

だから、未施工事個所をまず把握しとく必要があると思うんです。特に井上課長は毎月理事会あたりで出てあるだろうと思いますんでね。そういうことをきちっと把握して町の未施工事個所はどこどこどこどこにあるというぐらいの答えは出てきたっちゃあおかしいゅうなかったらと私は思うて聞きよりました。

しかし、私のはっきりして覚えとくことは、この前の一般質問でも言いましたように、安楽寺前のあれは早く片づける必要がある。それと、町道として認定してるところは早く

せんと、あそこで事故が起きたら町の責任になる。あるいは、特定道路とっております町有地、草刈りがやってなければ、あそこで交通事故があった。ああいうところはもう町有地になってるんですから、ああいうところも早く町がしなくちゃいけない。先ほど只松議員もご質問されておりましたが、県道そばでああいう見苦しいような状態のままじゃいかん。そういうところをきっちり、やっぱり井上課長、把握してあったのかなあということを感じました。あなたの答えの中で。

そこで次に、町の懸案事項についてお尋ねします。

平成8、9年ごろに換地に関する調査設計業務を、町は現在整理事業にかかわっている会社と契約を結んでいたのではないかと。土地区画整理事業では、地権者、組合員の従前の土地に対する換地設計を行い、仮換地の場所について個別に説明を受け、換地処分前に換地計画を町は知っていたのではないかと。換地計画の縦覧もあっている。いわゆる区画整理の登記の換地処分の通知内容をそのまま登記に移行することを知っていて、後で登記がおかしいというのは町のミスが大きな原因と思うが、まさか職権で行うということはないだろう。そういうことはできないはず。そうすると法務局の決定はどうか。この流れについては、町長はどう考えられますか。その都度その都度、私は町が組合員よか先にその情報は知ったはずと思うんですよ。その点をちょっとお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっともう少し具体的な個所のことを言っただけませんかでしょうか。ちょっと意味がよくわからないんですけど。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そこですよ。具体的な個所。懸案事項は担当課長に聞いてもらった方がいいと思います。懸案事項はどこですというぐらいのことは、あなたのほうが知っかないかん。私を知る前に、私は知らなくても当たり前のことだろうと思う。そういううわさで話を聞きよるんだから。それはうわさですよ、そげなことはありませんよと言われるんなら私もそれでいいんですけど。大体そういう懸案事項は、あなた方が知っておかないかんですよ。特に井上課長は毎月の理事会あたりは出とるはずですよ。聞いてみなっせ、そしたら担当課長に。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 個別的な換地の部分については、個人の情報の問題もありますので、こういう場でどうこうということは言えないと思います。

ただ、町が事前に知ったんじゃないかとか、町も一地主者ですから一緒ですよ。組合からのちゃんと換地の、あなたの、町の土地はこことこことここにありますよという

ことでございますので、今議員がおっしゃっているのはその事務の中で一部ミスがあつて  
るといふ。ミスなのかどうかは私もわかりませんがね。それはきちっと町が換地を受け  
る部分については、町の土地にさせていただくというのが当たり前ですからですね。別段そ  
れはどうかとは私は思っておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私はその都度、例えば換地処分とか仮換地とか登記とかいう、その都  
度その都度は一組合員よりか町のほうがよく知つてあると思うんです。情報は先につかん  
であると思ひますね。これをしっかり言つて、次の質問に行きます。

清算金についてですね。清算金を受ける時期は、換地処分の公告から完了すべき期限は  
5年以内とされているが、交付すべき清算金は分割徴収し、または分割交付することがで  
きる。土地区画整理法110条第2項、この場合において当該清算金を納付すべき者の資力  
が乏しいため、清算金を5年以内に納付することが困難であると認められるときは、10年  
以内とすることができるとあるが、徴収、交付の総額は約1,000万円で、うち700万円の  
徴収と700万円の交付があり、残り未交付は久山町の部分。事業期間の延長になれば清算  
金はどうなるのか。

また、事業が終結以降に清算金が入らなければ10年間待つのか。組合は多少の未徴収の  
清算金があつたとしても、土地区画整理法110条第7項で解散することができるとあれ  
ば、そうなればどこが責任持つのか。この点についてお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだ今そういう事業の進行中でございますので、当然清算金は清算し  
て事業が完了という、組合解散という形をとつていただけたらと思つております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私の情報では、久山町の分だけがまだ未交付ですと。300万円じゃ  
なくて324万円です。これが確実に入らないかんです。その点は、やっぱり町長もしまつかり  
組合あたりに言うてください。

それから、上久原土地区画整理事業内を含めた地番4000番台の8月31日現在、戸数  
285戸、人口592人となり、夜間照明や犯罪防止の必要性が高まりました。子どもたちの学  
校の行き帰りや、部活で遅くなり暗い夜道を帰宅しなくてはなりません。事件、事故が起  
きる前に公共施設の整備や特殊道路の草刈りなどの環境の整備をすべき。以前、草が生い  
茂つて交通事故の要因にもなりました。

また、戸数が増えてくると組合設立や組合の会合場所も必要になってくる。組合が対応  
されるなら別ですが、こういった会合場所とかそういう防犯カメラを設置するとかそうい

うとはどう考えられていますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃった生活環境の関連の整備は、おいおいその状況に応じながら、また地元の要望を聞きながら進めてまいりたいと思います。

ただ、集会所につきましては、基本どの地区も公民館といいますか、地区集会所を設置していますので、あと小組合等についての要望については、当然地元の負担という形で行っているのが現状でございますので、土地の確保とかそういう面については、そういう町有地の活用ができれば当然そういう配慮もやっていきたいと思っていますけども、町が新しいところについて集会所を建てるとか、それは全体的なバランスを考えるとそこだけはどういうことはできないと考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 以前の質問の中で、みなし課税のときにですね、宅地並の税をかけたないところがありますよと。将来こういう集会所とかを建てるためには、やはりきちっとした税をいただくと。それでそれは住民に還元するんですから、行政サービスとして還元するんですからどうですかという質問をいたしました。そのときは具体的な答えはありませんでしたが、今町長からの答えでは、そこだけは特別扱いはしませんということだったろうと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 基本的にそういう形で、町全体のバランスをとっていくべきだと考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） はい、わかりました。

じゃあ次に、ちょっと質問前に地図をここに置かせていただいて質問いたします。

都市計画マスタープランで、地域まちづくり活性化ゾーンに位置づけた土地の有効利用についてお尋ねいたします。まずは、お手元に写真と資料をお配りしておりますので、それも見ていただきたいと思います。平成27年3月の都市計画マスタープラン上山田地域まちづくり活性化ゾーン、町道藤河～猪野線に接続する写真資料A、Bブロックの現在、青写真を作成し産業道路の法線を描く作業中と思いますが、またCブロック内には町有地が約1万5,000坪あります。これは塩漬けの土地になつとりますが、あとは民有地の状況だが、3つのブロックをまとめ、多様な産業・企業の終結を目指す地域にしたらどうかと思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今現在は、これを計画を検討を進めているとこなんですけれども、一番、町の意向でやれるのは、ご提供いただいている資料からいえばAブロック、Bブロックだろうと思っています。

ただ、いずれにしてもこの土地を、町有地を含むエリアをですね、もう少しある程度面積エリアをまとめてみたいと思っています。ただ、ここに掲げてあるCブロックの部分も計画区域内に入れるのは、土地活用としては理想的な形かなと思いますけれども、これはやはり地権者の問題、それから土量の問題等がありますので、この辺は基本設計を考えながら開発すべきエリアを決めたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今の開発エリアですね、資料のこの図面を見ながらお尋ねします。

CブロックとBブロックの間に道路がありますね。この道路は長浦の農道をこちらに移行して、そしてここに水道管とか導水管が入っております。それで、私が言いたいのは、この道路を利用した法線を、道路の法線を造られないかと。そして、小河内川の防災、砂防地域内の両サイド30mの幅の小河内川沿いに道を造ると。そして、古賀二日市線の久山建設の前ぐらいのところで接道すると。こういった道路の接道についてはどう考えますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の段階でここに道を入れたらどうかということは申し上げられません。

ただ、議員がおっしゃったように、ここはもと町道が通ってたんですけども、今廃道にしています。ただ、その中に町の上水道の水道管は埋設していますので、当然そのことも考慮しながら開発計画を進めてまいりたいと思っています。そして、ここがそういう道路を兼ねた計画地になるのかですね。基本的にはそういう一本抜けた道路が必要になると思いますが、今考えてるのは藤河～猪野線を35号線につなげる道路を開発計画にあわせた形で道路整備を進めていきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 清永議員には大変迷惑かけとりますが、このCブロックです。資料のCブロックの地図がここに大きく書き上げさせていただいております。Cブロック内には町有地が約1万5,000坪ほどあります。かつてA、B、Cブロック一帯に石切地区東部住宅事業約20haの開発計画があったのではないのでしょうか。町が平成3、4年ごろに購入した塩漬けの土地が約1万5,000坪あります。また、Cブロックの民有地に過去に賃借権を設定した地権者は、A、B、Cブロックの開発を希望しておられるのではないかと、現在

も希望しておられるのではないかと思います、そこでなぜ町がCブロック土地約1,500万坪を購入したのか。また、現在購入した土地をどうしようと考えておられるのかお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） Cブロックにある町有地の経緯というのは、ちょっと今私はわかりませんが、恐らく当初考えていたゴルフ場計画のときにあわせて事前買収といいますか、地権者の希望とかそういう何らかの要因があつて、町も積極的に購入した土地ではないかなと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ぜひこのCブロックも活用できるような方法を考えていただきたいと思います。

次に、地域連携道路、新宮、久山、須恵などの5町を通る県道35号線、古賀二日市線のバイパス的要素である道路は、写真資料A、B、Cブロックに将来接道する産業道路としても位置づけられておるのではないのでしょうか。

新宮町では、湊坂からの的野を通り、香ノ木農工団地を通り、新宮霊園そばを久山に抜ける道を、現在湊坂からの的野までの都市計画道路「三代・的野線」を設定してあるようですが、現状どんなふうになっておりましたか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その道路の計画については、町との協議とか連携とかいうのは今のところない。ただ、この猪野～藤河線は、今、篠栗県道とつながって、今レイクウッドの前を通過して正面まで整備を終わられていますけども、あれが今おっしゃった新宮の計画道路につながってくるようになってると思います。でも、これは須恵新宮線といって、これはもう糟屋郡全体でそういう法線というのを決定してるんですけど、この整備というのはいつになるかわからないというのが現状でございますので、それはある程度無視して町としてやらなくてはならないのは猪野～藤河線を35号線まで町で整備することだと考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 時間のかかる道路であろうということはわかっておりますが、ひとつ頑張ってくださいと思っています。

それから、久芳議員もご質問されましたが、くばらコーポレーションの土地についてですが、私は今青写真を作っているところであると、そして、土地開発を進めているところであるということであれば、久芳議員とも私は同じです、意見は。早く買い戻して、そ



ういう青写真、開発を進めることについて障害のないようにすべきだと思います。そしてまた、土地取引契約の第12条の2項の中には、契約の解除ではくばらの都合により久山ヴィレッジの建設を中止する場合など、この契約の目的を達成することができない不測の事態が発生したときは、催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができると思いますから、先に久芳議員と同じように買い戻して、青写真とか開発を進める障害にならんようにすべきだと思いますが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほども申しましたように、この土地利用ですねが全く違う、町が土地利用に考えるならば、当時。

○議長（阿部文俊君） ちょっと待ってください。

町長、どうぞ。

○町長（久芳菊司君） この久原ヴィレッジの構想計画地が全く用途の違うものに町が考えるならば、すぐ買い戻す必要があると思いますが、基本的にはそういう企業誘致の場としてこれからも進めていこうとしているわけですから、言いましたように財政が窮屈なときにあえて買い戻しをする必要はないんじゃないかなと私は思っています。ご心配されてるような障害になることは一切この契約の中からは出てこないわけですから、また久原本家の社長ともその協議は整えておるわけですから、まずはこの計画の用地を確定してから、その対処方法について進めてまいりたいと思っています。買い戻しはいつでもできますから。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私はまだお尋ねしたいところがありますけれども、時間がないので、ひとつ積極的にですねあの地域を生かす方法を考えていただいて、行動に移していただくようお願いいたしまして私の質問は終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで、暫時休憩に入ります。

再開は1時30分から行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、私は2項目の質問をさせていただきます。

1項目めが、毎回やっております町の諸問題から見える役場機構のあり方。今回は、平成26年度の補助金目的外使用について絞りたいと思います。これを1点、再発防止施策について。2点、説明責任について。これを挙げております。

2項目めが、これも最近ずっと挙げておりますが、不規則発言と答弁姿勢。これは町長ですね。順番にいきたいと思います。

1項目めのこの補助金目的外使用は、答弁者は町長、副町長、産業振興課長をこれ指名しております。

まず、国交省補助金目的外使用、平成26年これは会計検査院の指摘で発覚したわけですが、再発防止策がこれは講じられていません。町長は、これは特殊な事案だということで、適正に町としてはやってたつもりだけれども、会計検査院と町との見解の相違だと。幾らこちらのほうがちゃんとやりましたって言っても、会計検査院の見方というのはそうじゃなかったんだということで、これは結局再発防止策というのは講じておりません。その結果、補助金1,984万円、これは国からの補助の89%、これを国交省に返さなくてはいけなくなったということ。

しかし、この補助金目的外使用というもの、こういったものはどれぐらい多いのかという点ですね。多用途使用、これは目的外使用のことですが、その意義については補助金等にかかわる予算の執行の適正化、いわゆる補助金適正化法ですね。これに違背する最も反公益的な行為であり、したがって最も信頼保護に値しない事由とすることができる。これは、実は専門書によるこれは引用でございます。出典は補助金適正化法解説という、これは小滝敏之さんという方が昭和52年に書かれて、今ずっと増版されています。ここに今議員必携とありますが、下にこれ実は持ってきております。この本が一番信用できるスタンダードな本、これは県庁に行っても市町村支援課に行っても本棚にあります。補助金に関する本ありますかって聞いたら、ちょっと選ばせてくださいって言うたら3冊ぐらいしかないんですね。その中で一番これが信用できるバイブル的な本じゃないかと思います。これにちゃんとこれは、非常にこれは一番反公益的な行為とあります。

そういった中で、これは再発防止策を講じなければいけない事態じゃないですか。これをやらないと、やはりまた同じようなことになりかねない。それを私は心配しております。

それと、今またこうやって会計検査院、あるいはそれに準ずる国、あるいは県の機関、そういったものから今指摘を受けてるような事項、平成26年度のように何か書類を出さないとか、あとは聞き取り調査とかをやられてる事項はないのか。そういった、今後こう

いったものが発覚する可能性はないのかどうかも含めてお答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この件に関しては、過去の議会で何度もお答えしたとおりでございます。改めて答弁する文言はございませんけれども、今後ないのかという、対策、再発防止といたしますか、この子育て支援センター事業に関しましては、悪意にそれをやった事業ではない。ただ最終的に、議員が指摘されるように補助金の目的に反する部分があるということで、結果として補助金、ここの事業としては使えないという結果になりましたので、これの件についてはすべて議会に報告し、最終的な補助金返還に至るまで議会に報告し、承認をいただいた案件でございますので、改めて申し上げることはございません。

ただ、再発防止策については、そのときにきちっと職員にも通達し、また行政としての補助金の内容についてしっかり誤解のないような解釈で事業を進めるようにということで職員にも、私自身が一番戒めないといけない案件だったと思いますけれども、職員にも通達し、以後一切そのような問題は発生しておりませんし、今最後におっしゃった指摘とかいうことも一切あっておりません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） こういった不祥事については、また今後推移を見守らないと。何しろマニュアルも作ってない、再発防止策も具体的に文書で講じてないということになりますと、これは非常に危険ですし、ほかの事例からしたら、自治体のこういった不祥事関係からしたらちょっとあり得ないことでございますので、ちょっとまたこれは引き続き質問したいと思います。

ただ、これまで町長がおっしゃっておられました。結果的に我々議会も返還を承認したわけですが、いろいろ聞いてたこと、当時は経営企画課長がこれは平成26年12月議会で報告をしたんですが、随分これは説明、後から調べてみましたら温度差ができております。特に、県と協議をしたという部分をこれまで、私も議員1年ブランクがありますけど、この5年間ですか、ずっとこれは言っておられた。そして、それを町長は正当性のよりどころにしていたようなところがある。しかし、果たしてそうなのかというふうな問題点があります。

これは、会計検査院の指摘というのはかなり突っ込みがかなりあったんじゃないですか。確かに、町長もこれは、町のほうもこれは本庁と協議してという、これは県と協議して社会教育施設として使用しても構わないとのことであったので、施設の一部を使用させているということ。あとは、これは当初いろいろ会計検査院から指摘されましたら、これは利用者4名です、たった。この見学者は、たった4名。しかし、子育て支援センター、

これを利用した人までこれは利用者数でカウントしてる。これもやはり指摘されている。たった4名。そして、もともと会計検査院が指摘したのは一般住宅の造りじゃないんですよ。

そして、町長、町のほうは子育て支援センターを間借りしているというふうにずっと主張してますけども、とても間借りしているような状態じゃあないです。当然、子育て支援センターの看板もあるし、いろいろ子育て支援施設としてのものがある。これは当初から転用目的ってみるのがこれは当然です。これは町長もおっしゃってました。いずれは子育て支援センターとして使うつもりだというのは。しかし、建ててすぐ転用ということ。それでこういった状況というのをチェックされるというのは、これは非常に問題なんですよ。そして、町は今後モデル住宅のPRに努めますと、普及に努めますということで会計検査に答えてるはずですよ。でも結局は会計検査が終わった後、木子里一本で転用してる。こういった矛盾も生じているとなったら、これいろいろなひずみが出てきてるんじゃないですかね。

そして、今回質問者に私は産業振興課長をあげております。そして、これはモデル住宅事業のスタート時に担当者だった現副町長の佐伯久雄副町長も。これ会計検査院の指摘を受けて話を聞いたのは、魅力づくり推進課でしょう。町長は、ずっとこれは経営企画課だと言い張っていた。そして、それを会計検査院の話を聞いたのは当時の魅力づくり推進課であった、課長であった久芳義則課長、そして西村勝氏、そして安部憲一郎氏も同行してますね。ここに資料があります。公文書です。これは県が情報開示しました。これは平成22年から25年度国土交通省所管補助事業会計実地検査状況調べということで、これは地籍調査ということでほかの課も一緒に行ってますが、あわせてこの魅力づくり推進課も行ってる。町長は、これまでずっと5年間、これはいや経営企画課が担当だと。そして、当時の担当者がいたから対応させたんだと言いました。しかしこれ、魅力づくり推進課全体で担当している。担当課は魅力づくり推進課と明記している。この中でも、文言のやりとりの中でも魅力づくり推進課としてはというふうな言い方をしている。

そして、こういうふうになっていますよねということで、情報公開請求に際して、県の担当者である住宅計画課、そして建築都市部総務課も一緒に話を聞きました。確かにこれ県と協議したとありますけども、これどうなんですかと。いや、これは違うんですよ。そのときに県は立ち会いましたと、町の会計検査院とのやりとりに。だけど、この文言、取り調べ書というのは検査日報といいますけれども、これは後からあがってきたんだ。それを見て自分たちもびっくりしたんだと。いろいろこれまでの状況を調べたら、われわれがそういうふうにならぬと久山町と協議をした形跡があるのか、事跡は一切出てこなかったそう

です。そして、担当課、魅力づくり推進課にこれは抗議したと。そしたら、担当者は恐らく西村勝氏あたりだと思うんですが、私たちは勘違いしとったということで謝ったそうです。しかし、これは記録は残ったままです。ということは、もともと町長が不祥事じゃないというふうによりどころにしとったこの県と協議したというのは崩れるわけですよ。

そして町長は、前の議会で私も指摘しました、一般質問で。これは平成29年12月議会です。補助金適正化法にのっとって町長は補助金を返したと、国に。そういうふうにおっしゃいました。補助金適正化法には確かに違反しとったかもしれない、しかし適正化法に基づいて返したんだと。しかし、もし県と協議をしたということになったら、実は補助金適正化法はこれ適用にならないんです。全く違うものになります。これは、県から補助金をもらってる形になりますので、この国の法律である補助金適正化法は適用にならない。しかし、町長は補助金適正化法に基づいて補助金を返したと言った。ということは、県と協議してないということです。

そしてもう一つ、確かに県と町が協議する補助金っていうのはあります。しかし、このモデル住宅事業のこの補助金っていうのは違うんですよ。県は別に町と協議する補助金っていうのは別に分けています。これは入っていないそうです。その一切のやりとり、今回情報公開請求しまして、6月13日、そして翌日の6月14日にかけて、県の建築都市部住宅計画課にヒアリングしました。明確に否定しています。そして、県と協議したっていうのは、われわれが平成26年12月議会で議決した翌日、西日本新聞に載りました、平成26年12月13日。その記事を見て県の担当者がちょっと慌てたんです。こんなことを俺たちは協議してないぞと、訂正してくれと。しかし、西日本新聞はこれは訂正はしないと。もうある程度これは担当者、糟屋地区の西日本新聞記者の担当者に裁量を任せているからやらなかったということでそのままになっちゃってる。しかし、実際このときも抗議してるはずですよ、魅力づくり推進課に。そういったことも含めて、県はこれは一切そういうことはない。もともとモデル住宅事業補助金っていうのは、県と協議する類いの補助金じゃないというふうに、これははっきり言っとります。記録に残っております。全部私とのやりとりです。

こういった意味で、もう1回町長、どうお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県との協議どうのこうのと言ってありますけど、県と何の協議をしたのかという、私はよくわかりません。この事業は国の国庫補助事業であって、ただし補助金の流れは国、県、町へという形になりますので、すべて書類は一旦県に出して、県が国へ進達するという流れでございますので、事業そのものについては常に国と協議をしてあ

の事業を行ってるわけです。だから、佐伯議員がおっしゃってる、その県と協議して、県がこれは久山町と協議してないとかいう、何の協議か私にはよくわかりませんが、あくまでも県は進達の立場ですから、その段階で国との間に入って町と事務的な協議をすることはあると思いますけど、事業そのものは県の事業じゃございませんので、それを県が怒ってるとかなんとか言われてますけど、何で県が怒るのか、またそれが間違っていれば、当然実績報告も完了報告も県を通して国に出してるわけですから、県がそれをきちっと審査をして国に送ってあるんですから、間違っていれば市町村に指導するのが県の仕事だと思います。県から一切町に対して、佐伯議員がおっしゃるような反論とか意見は一切伺っていません。もしそういう担当者がおられるならば、ぜひ町のほうに一緒にお連れいただければ、私が直接お会いして何ら構いません。

だから、再三県の補助金じゃないとか適化法じゃないと、この事業は国の補助事業です。ただ、書類の進達が必ず県を通して流れるというだけであって、県の許可がなければこの事業が進むとかいう類いのものではないということですので、何かそこを勘違いされてあるんじゃないでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 町長、話が迷走してますよ。そして、一般質問というのは、これは不思議なもので、こうやってはっきり物を言えばそれらしく聞こえますが、全然これは迷走をしております。そして、ちょっと町長はあれですが、久芳課長、これ出席したことで間違いありませんね、それだけ。あなたの名前をこれに挙げてたのはそれです。久芳義則課長、これは担当課ということで魅力づくり推進課ということで、これは平成26年5月12日から平成26年5月16日の会計検査の期間の、5月13日と5月16日、県でこれは会計検査院とやりとりしましたね。そして、同行者は安部憲一郎氏、そして担当者西村勝氏、これで間違いありませんね。記録に残ってます。これは町が提出した資料です、県に。町が作成して県に提出した資料です。それでいいですか。イエスかノーかだけでいいです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この案件はすべて結果解決してる問題ですので、進行中ならば職員が回答するでしょうけど、結果のものについては私がすべて回答させていただきます。

そういう記録を県に出してる分があれば、そのとおりで間違いありません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ちょっと保留ですね。保留します。

町長ね、私のしゃべったことをオウム返しのように先ほど言いましたけども、県と協議をしてなかったら、これは今までの町長の主張は全部崩れるんですよ。今先ほど言いまし

たように、補助金目的外使用っていうのは大変な不祥事なんですよ、これ。国の補助金適正化法にこれが違背することは、最も反公益的な行為である。しかも最も信頼保護に値しない、要は信用をこれは損ねる一番のこれ悪い状況なんです。それをやっちゃってるんですよね。これ何回も言いますけど、交通違反と一緒に。幾ら飲酒運転、これは悪気がなかったといえども飲酒運転は飲酒運転ですよ、これは違うんだと言っても。でも、それ今までずっと町長は、これは見解の相違だということできてた。それと一緒になんです。

そしてもう一つ、その担当者を連れてきてくれというのは、例えばですよ裁判とか、これ裁判とかって言ったらまた佐伯議員がそうやって、飛躍してとか言いますが、こういった公の場ではそれはフライングです。個人の情報、プライバシーであります。ただし、誰々が言ったかっていうのはこうやって記録に残っているわけですから、これじゃあわかる人に見てもらいます。ただし、これは黒塗りしてるところもあります、個人名。これで十分なんですよ、こういったものは。そういった人がいたなら連れてきてくれて、これはフライングです。それはやめたほうがいいと思います。

そしてですね、こうなりましたらね、もうこれは不祥事じゃないっていうのは崩れるんです。そして、会計検査院の検査日報、これ日報というふうには呼ばせてもらいますが、こういった講評が出ました、5月16日にこういう結果になりましたと。これはもう残念ながら、これは違法ということになりますねというようなことを言ったりします。これ全文をちょっと割愛しますけど。あれだったら後で見せますけれどもね。そうなったら、今までの方程式が崩れるんですよ。

この中で見ましたら、間借りしてるというふうに町長はおっしゃってたど、これ間借りした形跡、様子じゃない、これどう考えても子育て支援センターの造りだということ。そして、町のホームページで平成22年10月の時点でホームページに載ってるんですよ、子育て支援センター木子里として。これもう間借りじゃなくてちゃんとした木子里としてモデル住宅を位置づけたという、そういったことで追及をされています。こういった意味でもこれは突っ込み所です。

しかし、それよりも前に実はあるんです。久山議会だより、これはNo.37、これ平成22年の3月議会号ですね。これはこの表紙はこれです。久山の地元材を使った子育て支援センター完成ということで、これモデル住宅が完成した直後、私も議会だより編集委員としてこれを表紙にしようということで動いたんですよ。ただ、そのときは3月議会の終わりから、終わってすぐ始めたんですけど、そのときは町のほうからちょっとまだ待ってくれと、写真を待ってくれというふうに止められてて、4月に入ってからいいよということでゴーサインが出た。それでこの見出しになったんです。4月に入ってからっていうのは、

ちょうど補助金がおりて建物ができた直後です。それを裏づけるかのように、これ議長通信があります。当時の木下康一議長が議長通信で、3月末にレスポアール敷地内に地元材を使った子育て支援センターが完成しましたと。この久山議会だよりは会計検査院はチェックしていません。チェックした形跡がない。これもし見てたら一発でアウトです。補助の89%、1,989万円返還どころじゃなくて全額返還やと。そして町長は言いました、当初は全額返還と違約金を求められたと。それを交渉して、そうじゃないんですよということで89%にとどまったと。そう言い張っておりました。違約金を求められましたと。そういった状況なんです。非常にこれは悪い状況、深刻な。

こういった点を含めて、これは大変これは信用、町の損害にとってこれは危うい状況と考えます。といいますのは、補助金は減ってますよね。町長らは、これはもう国の交付金が年々厳しくなってるんだというふうに言います。しかしそうじゃないです、特に久山町の場合。会計検査院の現地検査報告というのが最終的に出るんですが、これも私国交省経由で入手しました。これはマル秘の印字があります。それを見ましたら、これは悪意、これはもう最初から悪意だというふうにわかります。

それを専門家に見てもらいました。専門家というのは大学の先生、ある国立大学の経営法学科の行政法の先生です。その先生は、補助金返還住民訴訟に関する執筆論文があるんですよ。そういったことでコンタクトをとりまして、メール、そして電話でやりとりしました。それがこのやりとりで、39分やりとりしまして、それを全部書いておきます。最初は町長が言うように、これちゃんと補助金も返して全部終わってるんだったら、そして町がもう引き続き子育て支援センターとして使うんだったら、それは仕方ないですねと。議会が聞いたことと違ういうてもこれは仕方ないですねというふうなことで私をたしなめました。そして、実は先ほど補助金適正化法は適用できないというのはこの先生が教えてくれたんです。しかし、この先生に私は言いました。実は、まだ町長は国交省に謝ってないんですよと、謝ってないんです。そしたら、えっと電話の向こうでパニックになりました。え、え、え、と、それはちょっとと、それはまずいんじゃないのと、そうでしょう。これは何と言っていいかわからないと、とても危険だと思いますと。そして、こういった状況、悪意だということになりましたら、これは町の担当者が変わるまで補助金減はこれは変わらないそうです。町の担当者が変わるまでは。担当者は誰でしょう、西村勝さんでしょうか、それとも佐伯久雄現副町長でしょうか、違うと思いますよ。非常にこれは悪質に……

(町長久芳菊司君「議長」と呼ぶ)

議長じゃないです。



(町長久芳菊司君「不適切な発言だと思います」と呼ぶ)

違います。これは事実です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、もう少し町長に質問する場合はわかりやすくしてもらわないと町長のほうも答えようがありません。

○4番（佐伯勝宣君） あなたには、あなたには私は警告しております。

そういうことで、こういう状況やったら適切な措置をとらないかんちゃんないかということで、要は今までやりよった謝りにも行かん、そうやなくて国交省にちゃんと礼を尽くして、そしてしかるべき措置と。もう少ししゃべらせてください。やっぱりこれはちゃんと元通りにしていけないかと。

もう一人だけ例を言います。それは、度々出てきます田口一博先生、新潟県立大学の准教授です。そして、ここでわれわれ講義を受けました。その方も私のフェイスブックで会計検査院の実施検査報告を見て、これどうでしょうかと、実はこういったことをやったんですけどどう思われますということを言ったら、ああその検査報告見たということ的前提で、これはまずいと。補助金が減るのは当たり前と。会計検査院に指摘されるのはよっぽどのこと、それで補助金を返還するのはもっとよっぽどのことと。町長が謝りに行かないんですと言ったら、町長が謝りに行かないんやったら議会が国交省に謝りに行くしかない、ただし元通りにして。この木子里じゃなくて建物を手放してもうゼロにするか、一から展示住宅としてもう1回実績を作りますよと、そういった状況を整えてからいかないとだめと。何もしなかったらだめやと、そうやないとこの町は危ないから補助金なんかつけれんじゃねえということになると。補助金減は今よりもっと厳しくなると言われています。これは適切な措置をとらないかんちゃんないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 佐伯議員の自分の思い込み、あるいは間違った解釈の仕方で、職員の個人的な名前を出すのはぜひやめていただきたい。すべての事業の責任は、町長の私にあるわけですから、それについて私が指摘されるのは何ら構いませんけどね。しかも今お話を聞いてると、国交省の会計検査に1度ひっかかったから以後の国の補助金が減額されるとか、全く何の根拠もない出来事であり、どここの大学の先生かなんかの名前並べてありますけど、国交省のほうに直接お尋ねいただきたい。また、国の補助金の制度というのはそういうものではないし、久山町と国交省との関係は従前と変わらず適正な、良好な関係でさせていただいておりますので、あなたの妄想みたいな考えで発言されるのは、非常に迷惑でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 職員の名前を出すなどというのは、この公文書にある名前のことをおっしゃっているというふうに思いますけど、それは公文書に名前がありますもん、担当課として。そして、町長が今までずっと経営企画課だというふうに通してきたことです。しかし、こうやって町が作成して、安部憲一郎氏が記録したこういった資料で、これは県は魅力づくり推進課が目的外使用、モデル住宅事業の担当課ですよと言ってるんです。そして、これは町は県と協議してモデル住宅を使用したというふうに言ったけど、それについてクレームをつけて、町はわれわれの勘違いでしたと謝ったと。それから新聞に載るまで、これ発覚して新聞に載るまでそういうことは言ってこなかったというふうにちゃんと証言して記録とってるんですよ。私のこの記録のほうが、よっぽど町長の言よりもこれは正確です。そして町長、大学教授のこの論よりも正確に物事を言えるんですか。私はこれは正確に、NHKだってそうですよ。ニュース見てください、専門家の見解を2人は載せますよ。それと一緒にです。

私も実はもう一人、財政的な専門家についていろいろ見解を持っております。これ今回紹介はしません。次でも結構です。また長くなると言われますので。そうやなくて、町長が今言われたことは支離滅裂なんですよ、この場しのぎの。そうではなく、実際に補助金は減っている。そうやったら、まず町長が状況を整えてから行かなきゃいけない。前に町長はこういうことを言いました。ですから、この後答えてください。

会計検査院に検査が終わって聞いた後、これはどうされますかと、建物使いますかというふうに聞かれたと、だから使ってるというようなことを、これは平成29年12月議会だったか、ちょっと違うかもしれませんが、その次の議会のときには言われました。しかし、会計検査院に私確認をしました。会計検査院がそういうことはない、言うことはあり得ないと。まず、これは7月29日に会計検査院に確認しました。ここに記録があります。もし言ったとしても、これは法的に問題ないよというぐらい。だから、使いたいですかどうしますかというふうに聞かれたら、あ、使う分には構いませんと、そういうふうに答えたいと思います。でも、それを使っていいよというふうに会計検査院が言うことはあり得ない。だから、もしこれは町が勝手に使うとなったら、これは使われた国交省としては、違法をされた国交省としてはこれはおもしろい話じゃない、ずうずうしいということになる。当然これは補助金にも交付にも影響されます。そして、この件は実は平成27年の2月にも私会計検査院に関連で聞いたんですよ。こういうふうに会計検査院がいろいろ町に指示することはあるのかと。ないと。われわれ会計検査院というのは、こういった指摘事項を国に挙げるだけだと、この補助金の使い方について。こういったものを挙げるだけであって、市町村にどうこう言うことはない、それを言ったら憲法違反になると。だから、

もし万が一町長が前に言われたニュアンスが会計検査院が言ったから使ったということになったら、会計検査院が憲法違反をしちゃったということになっちゃうんです。それがこれ記録になっています。平成27年2月に私が電話でやりとりしたときの国交省の渉外担当者です。ですから、それも含めて会計検査院が木子里を使えって言ったから使うでは、もうこれはありません。これはやはりきちんともう1回、今からでも一からモデル住宅やるかゼロにするかで国交省に礼儀を見せる、それしかない。そうしないと、今お金ないでしょう。さっき給食の話出ました。悪く言うたからなんかイメージが悪くなっていると。確かに、ちょっと私もうんとうなることが全くないわけじゃない。しかも、もともとはこれは町が完全給食をやるお金がないからじゃないですか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、ちょっとそこは違います。要旨を外れています。

（4番佐伯勝宣君「いや、違います。それが……」と呼ぶ）

注意します。

（4番佐伯勝宣君「私も注意します、あなたに。文書で注意しましたから」と呼ぶ）

注意します。

○4番（佐伯勝宣君） だからそれもあるんで、これはきちんと適正、じゃあこうしましょう、適正にこれはやる意思が、やっていただきたいと思います。そうしないと、平成26年12月に町長と当時の只松輝道副町長の、わずか2人合わせて1カ月の減給処置、合計21万円の減給じゃ到底見合いませんよ。それ以上のこれは、町長の給与を返還せんとこれはまずい状況、今のこの状況からしたら。そういうふうを考えますけど、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もうこれについて答弁することはないと思いますけれども、ただ答弁したくないというのは、佐伯議員は私が言ったことをねじ曲げて、それを国交省に伝えたり、会計検査院の方と話をしたと言われる、そういうことはあり得ないと思っておりますけれども、間違っただけで解釈をして違った情報をばらまくのはぜひやめていただきたい。

私が会計検査院から言われたのは、検査院が、補助金返還はもう確定しているわけですが、検査の中でこれが確定しても、この事業については子育て支援センターとしてもう既に使っておりますけど、今後もお使いになりますかということでしたので、町としては使っていきたいということをおっしゃって、検査院が使っていいよって言ったから使っていくというのは、全く違うじゃないですか、ニュアンスが。

そういうことを平気でその情報を周囲にばらまいて言われることは、これはぜひこの会議記録の中で、私は広報に載せていただきたい。佐伯議員は常にそういう自分の勝手な

解釈で、それをあたかも真実のように周囲に、町民の方に知らせたり、全く迷惑千万です。迷惑千万どころじゃない。私の言った言葉と違う方向に言っているわけですから、それを国に言ったり、全く町の恥をさらすような状況ですよ、正直言って。だから、正確なものを私に確認して、それから国、会計、国交省に確認するならしていただきたいですね。それを全く違うニュアンスで相手とやりとりして、しかもこういう公の場でそういうことを、今日は傍聴人もおられますし、だからはっきり言っときますけどね、今の会計検査の関係については、会計検査院が使っていいよと言ったからするのではなくて、私は逆に会計検査院に今子育て支援センターに使っていますので、今回の補助金のあれに会計検査の指摘はありましたけども、町としては今後もそのまま使わせて、使っていきたいということをお願いしただけであってですね。だからもうあなたの、佐伯議員の質問に答えたくないですよ。そんなにゆがんだ方向で捉えられて、それをあたり構わず町民の方にも言われるようであれば、私はもうこの問題については一旦全て議会を通して解決していただいた問題ですから、今後答弁は最小限に控えたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 町長、これ終わって次の質問に行こうと思うたら、町長自分でひっくり返しやないですか。もう町長も相変わらずの答弁やから、ちょっと終わって次のへ行こう、早々に終わろうと思って、なぜ町長自分でいつもそうひっくり返すんです。

（町長久芳菊司君「そんないいわけ要らんから、そのまま先に進めてください。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長、静かに。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、データ出してください。私は常にデータ出してる。町長にこれまで公開質問状も出しました。そして、昨年3月20日議会最終日開会前に、町の違法行為がわかる31枚の資料を町長に、この執行部の前へ、議会の前に手渡しました。私は根拠を示しています。根拠を示せますか、それを、町長が言よるのは。根拠を示せますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） さっきの発言については、会議録を見ていただければわかると思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今回私町長にいろいろ、町長が気にさわられたこと、全部これ会議録チェックしてから臨んでるんですよ。ですから、それはちょっと逆に町長のほうがねじ曲げてるといふふうに私言います。そして、さっき言いました私が言った証言、それを裏づけるデータを出してください。私これ電話記録、直接会った記録もあります、そこあり

ます。そういった意味で、データ出せますか、どうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一切返答を拒否します。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 宿題です、次。次行きます。

今もちょっと町長のやりとりになったんですが、不規則発言と答弁姿勢ですね。佐伯久雄副町長に答えを振るのを忘れとった。まあ今度でいいでしょう。

平成29年12月議会、私の一般質問の際に発せられた町長の私への不規則発言。文書、口頭、一般質問にてずっと発言訂正を求めているけど、いまだなされていない。また、先の6月議会の一般質問でも、町長の発言、姿勢に対して度々私が問題として指摘する場面がありました。例えば、高飛車に上から目線でしゃべるとか。上から目線やめてくださいって何回私が言ったか。そういった6月議会の姿勢も含めて、あらためて議場において適切な対応を、措置を求めます。これ何回も言ってますが、また町長の答弁同じになると思いますが、はっきり言います。これ簡単なことなんですよ。ちょっと発言取り消しますと言えば、平成29年12月で済んでたのに、何でここまで引っ張るんですか。そして、結局町長が訂正しないから、これ平成29年12月8日、議会終わってから全町民に私これ議長への申し入れとして縮小コピーして渡しとるんですよ、配つとるんですよ。町長が私への必要以上の個人攻撃、私が議員として不適格ともとれる発言を繰り返したということで。これが全然なされてないんですよ。これ配る必要なかったんですよ、あの場で早急に対応しとけば。何でこの令和になってからもこれを引っ張らないかんのか。発言を取り消します、ちょっと行き過ぎたかもしれませんということを言えば、私も別に根に持ってないんですよ。根に持ってないんですけど、また今日も言われて、これちょっともう終わりにしたいと思ってるんですが、町長、これ発言を訂正しますというぐらい言ってもらいたいたいです、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が、いろいろやりとりは今までしてきたと思うけど、どの発言がそういう不適正だったのか、私もちょっと覚えてないんですけどね。私が本当に不適正ならば訂正をさせていただきます。

（4番佐伯勝宣君「わかりました。ちょっともう今日は…  
…」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もう今日はいいです。ただ、これこの部分って議事録コピーして、そ

れにアンダーラインしてここで渡したのに。ちょっと次でいいです、もうそれは。ちょっとそれ、なくされたんですか。ちょっともうこれ、また次やります。もう私これでいいです。

以上です。

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午後2時7分